

衆議院 法務委員会 議 録 第二十八号

平成二十七年七月三日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 奥野 信亮君

理事 安藤 裕君 理事 井野 俊郎君

理事 伊藤 忠彦君 理事 盛山 正仁君

理事 山下 貴司君 理事 山尾志桜里君

理事 井出 庸生君 理事 漆原 良夫君

理事 大塚 拓君 門 博文君

門山 宏哲君 菅家 一郎君

工藤 彰三君 小林 鷹之君

今野 智博君 瀬戸 隆一君

辻 清人君 富樫 博之君

豊田真由子君 藤原 崇君

古田 圭一君 牧島かれん君

宮崎 謙介君 宮澤 博行君

宮路 拓馬君 築 和生君

山口 壯君 若狹 勝君

黒岩 宇洋君 階 猛君

鈴木 貴子君 柚木 道義君

重徳 和彦君 大口 善徳君

國重 徹君 清水 忠史君

畑野 君枝君 上西小百合君

法務大臣 上川 陽子君

國務大臣 山谷えり子君

(国家公安委員会委員長) 平 将明君

内閣府副大臣 葉梨 康弘君

法務副大臣 大塚 拓君

法務大臣政務官 大塚 拓君

最高裁判所事務総局刑事局長 平木 正洋君

政府参考人 (内閣官房内閣参事官) 大原 一郎君

政府参考人 (警察庁長官官房総括審議官) 沖田 芳樹君

出第四二号

○奥野委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、刑事訴訟法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣参事官大原一郎君、警察庁長官官房総括審議官沖田芳樹君、法務省大臣官房審議官消費省庁次長川口康裕君、法務省大臣官房審議官高嶋智光君、法務省民事局長深山卓也君、法務省刑事局長林眞琴君及び法務省人権擁護局長岡村和美君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○奥野委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○奥野委員長 次に、お諮りいたします。

本日、最高裁判所事務総局平木刑事局長から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○奥野委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○奥野委員長 本日は、特に証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度等の創設について質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。階猛君。

○階委員 おはようございます。民主党の階猛です。

本日は、司法取引という、全体の中で限られた

テーマについてお尋ねしますし、また、根本的な、基本的なところをお尋ねしたいと思っておりますので、参考人登録はしておりません。ぜひ両大臣から忌憚のない御意見を聞かせていただければと思います。

最初にお尋ねしたいのは法務大臣に対してですが、今回、いわゆる司法取引によって犯罪者に恩典を与えることが正当化される根拠について御説明いただけますか。

○上川國務大臣 おはようございます。よろしくお願いたします。

現行の刑事法の規定によりますと、檢察官におきましては、広範な訴追裁量権が認められているところでございます。同法の二百四十八条におきまして、「犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないときは、公訴を提起しないことができる。」という規定でございますが、証拠上、犯罪事実が認定できる場合であっても、檢察官の裁量によりまして公訴を提起しないことが認められている、こうした起訴便宜主義にのっとり規定であるというふうに理解をしているところでございます。

また、審判対象であります訴因の設定につきましては、檢察官の専権であるというふうに解されているということでございますが、判例におきましても、檢察官が、事案の軽重、立証の難易等諸般の事情を考慮して、犯罪事実の一部により、または訴因事実を選択して訴追することができる旨を認めているところでございます。

合意制度についてでございますけれども、こうした広範な訴追裁量権を背景といたしまして、被疑者、被告人の事件について処分等の軽減等を行うことを可能にするものであるということでございます。被疑者、被告人が他人の刑事事件の捜査、

本日の会議に付した案件

政府参考人出席要求に関する件

参考人出席要求に関する件

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(内閣提

公判に協力したことを、検察官が、同法の二百四十八条にも規定されております犯罪後の状況として被疑者、被告人に有利に考慮し、これを訴追裁量権の行使に反映させることができるということを根拠とするものでございます。

○階委員 他人の事件を密告することが、犯罪後の状況として、訴追裁量権を行使する上で、被疑者、被告人に対してその罪を軽減する方向で考慮できるというお話でしたけれども、今読み上げていただいた刑法第二百四十八条の条文の中には情状という言葉も出てきますね。

情状ということでは、自己の事件について罪を認めて本当のことをしゃべった、それによって恩恵を受けるということの方が、なおさら、起訴便宜主義のもとで被告人、被疑者にとって有利に考慮すべき事情に当たると思ふんですけれども、今回は自己の事件についてはなぜ司法取引の対象に含まなかったのか、今の二百四十八条との関係では私は矛盾があるのではないかと思いますけれども、御説明いただけますか。

○上川国務大臣 この合意制度につきましては、先ほど条文を挙げて御説明をさせていただきましたけれども、広範な訴追裁量権を検察官が有しているということにつきまして、被疑者、被告人の捜査、公判への協力を考慮して、事件について処分の軽減等を行うということを可能にする制度でございます。

このような観点がございまして、今回の合意制度におきましては、協議、合意の要素を有する証拠収集方法の導入について、初めてということとございまして、対象犯罪につきましても、必要性が大変高い、その利用にも適している、また、国民の皆さんからも理解されやすい一定の類型の犯罪に限定をして取り組むということとございまして。

その意味で、合意制度につきましてはこの訴追裁量権が背景ということとございまして、先ほど申し上げた犯罪後の状況という記述に即した形での根拠というふうに理解しているところでござい

ます。

○階委員 御自身で何を答えているのかわかっていないような気がするのですが、もう一回お尋ねしますね。

私が聞いたのは、今回、司法取引によって他人の事件を密告した人に恩恵を与える根拠として、刑法第二百四十八条を挙げられました。その中の犯罪後の状況という言葉が根拠になるということをおっしゃられました。

他方で、その条文の中には情状という言葉も出てくるかと思ひます。情状という言葉でいえば、自分の犯罪について告白して、それで恩恵を受けるという自己負罪型の司法取引の方が、二百四十八条からの帰結としてより正当性があるのではないかと思います。しかし、二百四十八条を根拠としつつ、今回、自己負罪型を入れられなかったのはなぜかということをお聞いているんです。

○上川国務大臣 ただいま、合意制度の中に大きく二つある中で、御質問は、自己負罪型に係る部分についてむしろ取り組むべきではないかという御主張だということに理解しているところでございます。

今回は、被疑者、被告人が、他人の刑事事件についての協力行為を提供することに合意をする捜査・公判協力型ということで取り組むということとございまして。一般的に、この捜査・公判協力型につきましましては、主として組織的な犯罪等の解明について目的とするものでございまして、また、今委員御指摘の自己負罪型につきましましては、主として事件処理の効率化を目的としているというふうに考えられるところでございます。

我が国の刑事司法制度におきましては、検察官と被疑者、被告人がやりとりをした上で、互いに相手方の求めるものを提供し合うという、協議、合意の要素を有する手段であるということと、今回は初めての取り組みになるということとございまして、先ほどちょっと説明いたしました、証拠の収集方法として特に必要性が高いと考えられる捜査・公判協力型の制度の導入からスタートする

ということが相当ではないかということとござい

ます。

自己負罪型の制度につきましても、捜査・公判協力型の制度を導入した上で、その運用状況等も踏まえながら、必要に応じて、そのような制度が我が国の刑事司法制度にどのような影響を与え得るかということも十分に見きわめながら検討を行っていく、そういう意味で、段階的に取り組んでいく必要があるのではないかと認識に立っているところでございます。

○階委員 全然かみ合わないですね。

政策的な合理性をお聞いているのではなくて、二百四十八条の解釈の帰結として、他者負罪型よりも自己負罪型の方がより整合するのではないかということを言っているんです。それについてまともには答えられないということであると、納得できませんね。(葉梨副大臣)自由裁量なんだから、優先じゃない」と呼ぶ。不規則発言はやめてください。(葉梨副大臣)不規則じゃないよ、事実を言っているんだよ」と呼ぶ。不規則発言ですよ。委員長、不規則発言をやめさせてください。委員長。

○奥野委員長 ちょっと、階君、落ちついて。(発言する者あり)ちょっと待つてください。

もし質問の趣旨がしつかりと理解できていないとあなた方はおっしゃるならば、こっちは質問の趣旨が違っているよということをおっしゃるわけだから、副大臣は細かいことをよく知っているわけですから、もし副大臣に答弁を許してくれるならば、副大臣に答弁させますが。(階委員)いえ、大臣で結構です」と呼ぶ。大臣でいい。だけれども、それだったらかみ合わないかもしれないよ。(階委員)かみ合わないということとは、大臣として説明義務を果たしていないということになります」と呼ぶ。

では、もう一度やってください。

○階委員 はい、わかりました。

二百四十八条、先ほど文言を読み上げられました。その中の犯罪後の状況という文言が根拠と

なっており、今回、他者負罪型の司法取引を導入されるんだということを最初に答弁されました。しかし、二百四十八条の文言を根拠とするのであれば、犯罪者の情状というものも考慮して訴追裁量権を行使すべきというたてつけになっているわけですから、なおさら、自己負罪型については導入する正当化根拠が認められるのではないかと、このことを申し上げたんです。

そのことについて、なぜ自己負罪型が二百四十八条のもとで入れられなかったのかということをお聞きしています。

○上川国務大臣 前の質問で答えをさせていたいただきましたけれども、合意制度には二つの類型があるということとございまして。これはいづれも検察官の訴追する権利に基づいて行われるということとでありますけれども、大別して、捜査・公判協力型と自己負罪型というところであります。もちろん、二百四十八条に照らして、今委員御指摘の自己負罪型がそれに合致しないということをお申し上げているわけではございませんで、そちらの方も当然入るということではございません。

しかし、今回は、日本の国で初めて取り入れるということもございまして、そういう意味で、証拠の収集方法として特に必要性が高いと考えられる捜査・公判協力型の制度の導入ということが相対ではないか、こうした判断の上で、まず捜査・公判協力型の制度を導入した上で、その運用状況も踏まえながら、必要に応じて、今御指摘のありました自己負罪型制度につきましても検討を行っていくことが適当ではないか、こういうこととございまして。

○階委員 まず、二百四十八条の文言に照らしてみても、あと、後ほど述べます冤罪の可能性という点に照らしてみても、自己負罪型ではなく、最初に他者負罪型をやるのはおかしいのではないかと、このことを最初に申し上げておきます。

その上で、自己負罪型ではなく他者負罪型の司法取引を導入されたということなんです。犯罪後の状況として、事実解明に協力したということ

を恩典を与える根拠にするとすれば、事実解明に協力するという意味では、重大な事件であればあるほど、その解明に協力した人により大きな恩典が与えられるというのが筋だと思えます。

先般こちらに見えられた参考人も、地下鉄サリン事件のときの林被告の例を挙げられていました。ああいう重大事件の事実解明に協力した人には恩典を与えていいんだというようなこともおっしゃっていましたが、今回は、あえて対象事件を限っている、しかも重大事件については外している。

私が持っている問題意識は、ターゲットとされる人の事件の範囲ですよ。本人の事件ではないですからね。本人の事件は、私は、るる大臣も説明されていますけれども、本人の事件、重い事件について、捜査に協力したから簡単に罪を免れるということとは余り認めるべきではないと思います。

しかし、他者の事件については、むしろ重大な事件であればあるほど、捜査に協力したら恩典を与えるのは筋ではないかと思うんですが、なぜ今回、他者の事件についても狭い範囲、しかも比較的に軽い範囲に限定されているのかということをお尋ねします。法務大臣。

○上川国務大臣 先般の参考人の質疑の折にそうした御指摘があったということについては承知をしているところでございます。

今回、合意制度につきましては、捜査協力型の合意制度に取り組むということにつきましては、判断としては、この制度の対象とすべき必要性が高い、そしてその利用にも適している、そしてまた、被害者を初めとして国民の理解も得られやすいと考えられる一定の類型の犯罪に政策的に限定をするということが相当ではないか、こういう判断のもとで、一定の財政経済犯罪、そして薬物、銃器犯罪に政策的に限定することとしているところでございます。その意味では、一番初めにスタートするということでありますので、政策的にそうした二つの類型に限定をするということと始めていくことが適当ではないかというふうに考えております。

ております。

○階委員 私の問題意識は、他者の事件と自己の事件とで、今回は別に、自分と関連のない事件についても事実解明に協力すれば刑の減免などの恩典が受けられるわけですから、何も一致させる必要はないのではないかと。一致させずに、むしろ、重い犯罪であればあるほど、事実解明に協力したら恩典を与えるべきではないかということをおっしゃっているんですが、あえて一致しなくちゃいけない合理的な根拠というのはあるんですか。大臣、お願いします。

○上川国務大臣 委員の問題意識そのものにつきましてはよく理解をさせていただきました。問題意識そのものは大変重要な御指摘だというふうに思っております。

今回の合意制度、我が国で初めて取り入れられる制度ということでございます。その意味では、この制度そのものを、必要性の高い部分、そして国民の皆さんからも理解を得やすいということで、政策的な判断ということを対象を絞っているということでございますが、その後、さまざまな運用の段階の中でさらに検証を深めながら、そのことにつきまして検討していく余地は私はあるのかというふうに思っております。

○階委員 何か、このあたりの説明も十分煮詰まっていないような気がします。

次に、司法取引により得られた他人の事件に関する供述、これに証拠能力を与えることが正当化される根拠について聞きたいと思えます。

先日、参考人質疑でも、従来は、約束ないし利益誘導による自白の証拠能力が否定されるという法理があつたわけですが、今回は、まさに約束とか利益誘導による、典型的には共犯者の自白の証拠能力を認めるということで、百八十度証拠能力の考え方が変わってきていると思えます。

しかも、その背景で説明されていたのは、まず、恩典が与えられることによって必ずしも虚偽のことは言わないんだ、あるいは、仮に虚偽のことを言ったとしても処罰されるんだということであ

たりから、証拠能力が認められることも問題ないんだということを言っていましたけれども、果たしてそれが想定どおり機能するのかどうか。むしろ、罪を免れるということであれば、安易に他人のことに任せておいていいものか、あるいは、覆したら処罰されるということであれば、一回そのことを言ってしまったらその後必ずうそを言い続けなくては行けないということ、むしろ、今回の制度には、証拠能力について否定するような事情すらあるのではないかと。

そういったことを考えると、なぜ司法取引により得られた他人の事件に関する供述に証拠能力を与えることが正当化されるのかということに疑問に思うわけです。

この点について、法務大臣、納得できる説明をお願いします。

○上川国務大臣 委員御指摘がございました、判例によりまして、約束による自白、約束自白ということにつきまして任意性を否定したものとこのこととございます。

その理由についてでありますけれども、これは、虚偽供述のおそれが典型的に高いということを中心に理解するというのが通説的な見解であるというふうに思われるところでございます。約束による自白は虚偽供述のおそれが高いということとでございます。

一方、合意制度におきましては、協議の開始から合意の成立に至るまで、弁護人の関与ということとを規定しているところでございますので、被疑者、被告人といたしまして、弁護人の助けを得ながら、合意に応じるか否か、つまり、自己に有利な取り扱いを受ける、恩典を受けるということと引きかえに供述をするか否かにつきまして、検察官と一対一で対峙するという形ではなく、弁護人の同席とその援助を十分に得ながら任意に判断することができ、こういう仕組みでございます。

さらに、合意制度におきましては、自白をするのではなく、あくまで真実の供述をする、真実

の供述につきましては、自己の記憶に従った供述をすることを約束するということになるわけでございます。自白は反対尋問にさらされないということでありまして、この合意に基づく供述につきましては第三者の公判で徹底した反対尋問にさらされるということとございますので、その信用性につきましては厳しく吟味をされるということになるわけでありまして。

虚偽の自白につきまして、基本的に処罰の対象とならないということですが、合意をした者による捜査機関に対する虚偽の供述等につきましては、新設いたしました罰則によりまして処罰の対象になる、こうした制度をつくっているところでございます。

また、検察官といたしまして、合意に基づき供述が得られた場合に、その供述が公判におきましても十分に信用され得るものかどうかということについて判断をするために、徹底的に裏づけ捜査を行うことになるわけとございます。

その結果、仮にその供述が虚偽であるということが明らかにされるといことになりまして、これは合意から離脱するということが可能となるということでありまして、被疑者、被告人として有利な取り扱いを受けられないということになる上、さらに虚偽供述によりまして処罰されるということにもなるということになります。

したがって、合意に基づく供述につきましては、たとえ虚偽であったとしても、特定の供述をしようというような誘因が必ずしも強いというふうには言えないのではないかと、虚偽供述のおそれが典型的に高いということは言えず、むしろ真実を供述する誘因が働くと、虚偽に誘導されているところとございます。

したがって、合意制度のもとでの合意に基づく供述につきましては、任意性が否定された判例の事案におきまして、いわゆる約束に基づく自白とは異なるものというところでありまして、現行法のもとでの考え方と矛盾をしない、証拠能力を認

めることに問題はないというふうに考えられるところでございます。

○階委員 今、大きく分けると三つ、証拠能力を与える根拠を述べられました。一つは弁護人の関与があるということ、それから、自由ではない供述だから反対尋問のチェックを受けるということ、それから、裏づけ捜査によって問題があれば証拠から排除されるということ、三つのことをお話しされたということで理解しましたが、それでよろしいですね。端的に。ほかに何か言いましたか。

○上川国務大臣 ただいまの御質問に対しまして、主な内容として今の三つの視点ということでまとめていただきましたけれども、そのように申し上げたところでございます。

○階委員 そこで、三つについてお尋ねしますけれども、司法取引の協議に弁護士が立ち会うから虚偽の供述というものがなされる可能性が少なくないと言いましたけれども、そこで問題となってくるのは、弁護士の能力とか倫理観がちゃんとしているなければ、今お話しになったことは絵に描いた餅になるわけですね。

実は、弁護士以前に検察官の問題として、先日参考人の中で高井さんという方が、最近、被疑者の供述が得られにくくなっている理由として、若い検察官の取り調べ能力が落ちているという指摘もあったところです。そうすると、安易に司法取引で事件を処理しようという検察官もふえてくるかもしれない。

他方で、先ほどの弁護人の関与ということが重要なわけですが、弁護人としては、真実を見きわめる高い能力も要求されるだろうし、他方で、取引に応じれば、依頼者は不起訴等の恩典が得られて、弁護人も労せずして報酬が得られるということですから、安易に司法取引に応じるインセンティブもあるわけです。

そこで、司法取引が導入されると、今まで以上に検察官や弁護士に高い能力と倫理観が求められるというふうに考えております。これは確認です。

けれども、同意していただけますか。

○上川国務大臣 この間の参考人質疑の折にもそのような御指摘があったところでございますが、そもそも、そうした裁判にかかわる法曹の皆さんの倫理観ということにつきましても、極めて高い能力が必要とされるものというふうに考えております。

冤罪をなくしていくというこの法律の当初の目的から照らしてみても、その意味で、高い高い倫理観を持って、それぞれが役割を果たしながら、真実の究明とそれに基づく処罰ということについても、国民の皆さんからしっかりと理解され、信頼されるものとしなければいけないという意味では、これはどの状況におきましても限りなく追求していくべき課題ではないかというふうに考えます。

○階委員 そこで、現在の法曹養成制度がそういう高い能力と倫理観を養うのに資するもののかどうかということを議論したいんです。

私もこの委員会で何度も指摘していますけれども、現行の法曹養成制度のもとで、年々志願者が減っている。昨年は、合格ラインを前年より大幅に引き下げたにもかかわらず、合格ラインを超えた人数は、前年より二百人も減って千八百人ぐらいいなくなっている。また、今の制度になってから弁護士人口が急増したこともあって、年々就職環境が悪化していて、新人弁護士の収入が減る、あるいはOJT、オン・ザ・ジョブ・トレーニングを受ける機会も減っているということも指摘されています。

こういう状況で、果たして司法取引にたえられようかという高い能力と倫理観を持った弁護士は育つものだろうかということについて私は疑問に思っています。ですから、大臣の所見を伺います。

○上川国務大臣 高い能力と倫理観を持った法曹の養成ということについて、これはもう最大の目標として法曹養成の理念に掲げているところでございます。

今回、さまざまな法曹養成教育をしながらという

ことで、新しく導入されたこの制度につきましても、目標としていたものに対して、先ほど御指摘のあるように、法曹になりたいと思っている若い世代の皆さんが、現状が大変厳しいという中で、本来、やりたいと思っていて使命感の高い方たちが、魅力のある場所としてこの法曹養成のコースになかなか乗りにくくなっている。このことを踏まえて、今回、改革ということで道筋をつけようということ、新たな取り組みをこれからするところでございます。

まさに、こうした刑事訴訟法の改正において新しい制度ということについて導入されるわけでありますので、その質の部分についての極めて高い倫理観そして能力を養成することができるようなものにしていくということも極めて大事なことであると思いますし、現在携わっている法曹の皆さんにおきましても、いかなる状況であろうとも、絶えず自己改革、自己研さんをしながら高い能力を身につけ、また、倫理観をしつかりと持つて取り組んでいくということ、これは、理想的過ぎるのではないかとこのように思われるかもしれませんが、そういった目標の中で、まさに改革をし続けていかなければいけないと思っているところでございます。

○階委員 まさにその法曹養成制度改革について、先日会議で決定がされましたね。その中で、例えば、当面、すなわち五年間、千五百人の合格者を輩出するよう必要な取り組みを進めるだとか、あるいは、予備試験については、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を損ねることがないように配慮するということが、これはどちらかというと予備試験についてネガティブな考え方が示されているかと思えます。あと、司法試験については、選択科目の廃止の是非について引き続き検討というようなことがあります。

私が考えるに、当面、千五百人を五年間維持するということは、純増という意味でいいと思いますと毎年千人ぐらいいなると、五年間やると五千人もふ

えちゃうわけですね。先ほど言ったような就職状況の悪化、OJT環境の低下、こういったことを考えると、これで果たして質の向上につながるのだろうか。

また、予備試験というのは、御案内のとおり、いかなる法科大学院よりもこれまで高い合格実績を上げてきた。合格率が高かったわけですね。そういうところを経て司法試験を通る人を減らすということが質の向上につながるのだろうか。

あるいは、司法試験も、選択科目を廃止して受かりやすくするということは、逆に言うと、今までより楽に司法試験に受かるようになるということですから、これも果たして質の向上につながるのだろうか。

ということで、質の向上というものを指しているわけではない、司法取引の導入を議論している状況下において、それとちよっとベクトルが違うのではないかとこのように思われるんですが、この点についての大臣の御見解をお聞かせください。

○上川国務大臣 これは六月三十日でありまして、今後は法曹養成制度改革推進会議におきまして、今後の法曹養成制度改革の取り組み内容ということで決定をいたしました。御指摘いただいたような内容も盛り込まれているところでございます。

この決定の目標としては、まさに、高い能力を持った法曹を輩出していくという大きな目標に基づいて、その上で、法曹養成制度そのものを抜本的に改革すべく、法科大学院全体としても、司法試験の合格率について、現状では十分ではない、むしろ期待されていた目標に達していないという状況を踏まえた上で、志願者自身も減少しているのではないかと。こうした問題があるということとを真摯に受けとめた上で、法曹志願者数を回復させる。

法曹志願者数を回復させるということは、そもそも、法曹の分野に若い世代の皆さんがどんどんチャレンジしていただくことができるように、魅

力のある、また新たな時代にふさわしい制度にしたいということをごさいますて、まさに質の高い法曹が要請されていることを受けて、これから、千五百名ということで当面の目標を掲げながらも、法科大学院の修了者につきましては相当程度合格をしていくことができるような充実した教育ということについては、組織の見直しを初めとして、教育の質そのものも向上していただくということを織り込んだ形でそれぞれが努力をしていかなければいけないということで、今、法科大学院の場合には三十年を目標に改革を進めていただくということで、法務省といたしまして、こうした各機関の協力を得ながら着実に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○階委員 二年間、法曹養成制度改革推進会議というところで議論されてきて、結局こういう提言しか出なかったということ、私は大変遺憾に思っています。もつと今の危機的な状況にメスを入れるような結論が出てくるかと思っていたんですけれども、二年間かけて、大山鳴動してネズミ一匹のような話だと思っております。これは、質の高い法曹を育てることが大事だとおっしゃるのであれば、ぜひ、これにとどまらず、積極的な法曹養成制度の改革を法務省が率先して進めていただくようお願いいたします。

それで、議論を次に進めますけれども、先ほど、なぜ証拠能力が与えられることが正当化されるかということで、二つ目の根拠として、自由でないから反対尋問でチェックできるんだということを行いました。

反対尋問というのは公判になってからの話なんです。冤罪と言うかどうかは別として、一般の社会人にとって、そもそも刑事被告人として公判に呼び出されるということ自体が、社会的にはほとんど冤罪のようなものですよ。これは、最終的に無罪になったとしても、そこで刑事被告人になったというだけでダメージを受けるか。それを考えたときに、反対尋問でチェックされるから問題ないんだというのは、余りにも捜査

機関側の発想であって、裁かれる側の観点というのが欠落していると思います。

現に、個人的なことで恐縮ですが、私も昔、日本長期信用銀行というところに勤めておりまして、経営破綻したときに、当時の経営陣三人が告発され、そして逮捕されて刑事被告人になったわけです。最終的に無罪になりましたけれども、それまでの十年間、マスコミには極悪人のような書かれ方もされて、裁判でも多大な努力を経て、十年かけてやっと無罪ですよ。無罪になったときにはもう既に現役生活は終わられていて、これから何か挽回しようと思っても到底できないような、そういうような多大なダメージを受けたんですよ。

反対尋問でチェックを受けるんだから問題ないというのは、私は理解できないんですね。それを根拠に挙げるというのはやや認識が間違っていると思うんですが、これは、何というんでしょうか、冤罪という言葉とはちょっと違うかもしれませんが、しかし、社会的な意味では冤罪被害と同じことだと思っております。今回の司法取引を導入することによってそういう被害がふえるのではないかと、冤罪ですが、この点いかがでしょうか。

○上川国務大臣 今回の法律案、さらに合意制度を導入することで冤罪が増加する可能性があるというところについての御質問でございますけれども、取り調べ及び供述調書に過度に依存した状況につきましては、そうした状況が起こることとは、取り調べによる事実の証明を追求する余りに、取り調べにおける手続の適正確保が不十分となり得る、さらに、供述調書の信用性に関する検討が公判立証において不十分となつて、公判での事実認定を誤らせるおそれがあるということ、こうした状況を改めるということで今回の法律改正になったところでございます。

特に、組織的な犯罪につきましては、末端の実行者などの組織内部の者からの供述を得なければ事実解明につきましても極めて困難であるということに鑑み、現行のものにおける主な捜査手法とい

うことで取り調べということでございますので、取り調べによって供述を得ることが困難化している、そうした事実の解明にということで国民からも強く求められるということで、導入をお願いしているところでございます。

冤罪を防止することができるとは、必要三つほど提起させていただきましたけれども、巻き込みの危険、誤判ということについては、必要な担保措置を十分に駆使しながら、真相解明をしっかりと、その導入によって新たに誤判が増加するようなことにならないというふうに考えているところでございます。

○階委員 国家公安委員長にもお尋ねします。冤罪という言葉は、普通は、無実の人が有罪判決を受けるということで使われるのかもしれませんが、今私は、有罪判決に至らずとも、無実の人が長期間裁判になって、最終的に無罪になったとしても大変な社会的なダメージを受けるということも含めて冤罪だということに述べております。そういう前提でお尋ねしますけれども、こうした冤罪ないし冤罪のものの被害を、これから司法取引が導入された後、ふやさない、ふやすことではないと断言できるかどうか、これを国家公安委員長にお尋ねします。

○山谷国務大臣 本制度は、証拠収集手段の多様化に資する一方で、無実の第三者の巻き込みの危険については、虚偽供述の処罰規定、協議や合意への弁護人の一貫した関与等の手当てを設けることとされておまして、所管の法務省において適切な形で制度設計がなされているものと承知しております。

警察といたしましては、冤罪はあつてはならないことだと考えております。

○階委員 それから、そもそも司法取引について、司法取引に應じる本人が無実の場合に、司法取引というのが成立し得るのかどうか。

普通は、無実の場合であれば、無実を主張するの被告人や被疑者だと思ふんですけれども、痴漢事件などでもそうなんですけれども、無実なだけ

れども、早く釈放されたい、起訴猶予になりたいということ、司法取引をしたいと思うインセンティブもあると思うんですね。こういう無実の人が司法取引に應じることは、この法案の中では排除されているんでしょうか。制度上はそういうこととは言いえないでしょうか。

○上川国務大臣 被疑者として一定の嫌疑があつたものの、捜査の結果といたしましてその嫌疑が解消された場合におきましては、被疑者による協力行為を考慮して不起訴処分をするわけではございませんので、そのような被疑者との間で合意をすることはできないという制度でございます。

○階委員 合意することはできないというのは、捜査機関側から見ればそうなんですけれども、制度としては、本人が有罪を認めた上で司法取引をするということを書いてないわけですね。そうすると、有罪ではないけれども司法取引をするということも可能ではないかと読めるんですけれども、そういう理解でよろしいですか。

○上川国務大臣 ただいま文言上ということ御質問がございましたけれども、捜査の結果において被疑者の嫌疑が解消された場合ということでございますが、被疑者による協力行為を考慮して不起訴の処分をするわけではございませんので、そのような被疑者との間で合意をするということについては、できないというふうに考えております。

○階委員 ちょっと私も質問を整理して、またお尋ねしたいと思ふます。

私は、この他人負罪型の司法取引の問題点というのは、自己負罪型だと、せいぜい、自分が無実であつて、万が一司法取引に応じたとしても、それは、無実だけれども有罪を認めるという意味で、自分だけの問題なんだけれども、他人型の場合は、ひよつとしたら、やっていないにもかかわらず、自分もやっていないということを言わずに司法取引に應じ、かつ、他人についても、ひよつとしたらやっていない人かもしれないの他人を罪に追いやるようなこと、二つの段階で冤罪の可

能性が発生してしまうということが問題だと思っています。だから、私は、司法取引全般について問題があると思っていますけれども、とりわけ他人負罪型、しかも赤の他人負罪型というのは問題が大きいと。先般の参考人の質疑でも、何人もの方がそういう他人負罪型の司法取引の問題点を指摘されておりまして。こういう制度設計が問題だと思っています。

まだ時間があるようですから最後にお聞きしますけれども、今回の司法取引が導入されることによって、闇の司法取引、闇というのは、例えば参考人が、あなたについては訴追しないから、あなたと一緒に犯罪を犯したあの人についてちゃんとしゃべってくれといったことに応じた場合などについては、これは被疑者、被告人ではないから司法取引の対象にはならないんだと思うんですね。こういった闇の司法取引というのはどうなるのかということが法制度上明確じゃないので、最後にこの点だけ端的にお答えいただけますか。

○奥野委員長 時間が来ているから、非常に短く答えてください。上川大臣。

○上川国務大臣 ただいまのような事態については、むしろ、そういうことにならないように今回の制度設計をするということでございますので、今のようない質問につきましても、制度そのものをつくるという意味からすると、そうしたものが無いようにしていくということでの取り組みになるのかというふうに思います。

○階委員 質問を終わります。ありがとうございます。

○奥野委員長 次に、山尾志桜里君。

○山尾委員 民主党の山尾志桜里です。

まず、きょうは司法取引についての質疑にしっかり時間を充てたいんですけども、ちょっと一点だけ、どうしても今聞いておかなければならない、法務省のデータが流出した可能性があるという問題について確認をさせていただきたいというふうに思います。

これは去年の九月の件とことしの六月の件とあ

るわけですが、まず去年の九月の件についてお伺いをいたします。

去年の九月、報道によりまして、法務省民事局総務課長のコメントということで、一般市民の情報が流出した可能性も否定できない、こういうコメントが出てくるということですが、お尋ねします、法務省、担当の事務方で結構です。

この流出した可能性のある一般市民の情報の中に、人権相談窓口にアクセスをされた人権相談内容が含まれているか、お答えください。

○深山政府参考人 情報の不正流出が九月にあったシステムに存在したデータの中に、今委員御指摘の九月当時に存在した人権相談窓口の相談内容のデータがございました。

○山尾委員 この人権相談窓口は、一般の方が、いろいろな自分の身に起きている人権侵害等について、法務省にアクセスをして相談をするわけなんです。

大臣、事務のことについては事務方に当分聞きますから、聞いていくください。

これに一般市民の方が相談をする場合、その方の情報としてどういう項目が法務省のデータに蓄積をされるんでしょうか。

○岡村政府参考人 人権相談の相談申し込みに当たっては、一般の方は、入力フォームにその方の氏名、住所、年齢、性別、Eメールアドレス及び相談内容を入力するほか、もしその相談者の方が電話による返信を希望する場合には電話番号を入力いたします。ただし、全ての項目を入力しなくても、相談申し込みをすることはできることになっております。

○山尾委員 本場に最も人の根幹にかかわる情報としてその人を特定するのに十二分な情報がデータに蓄積され、それが去年の九月に流出した可能性のある事項の範囲に入っている。

それでは、現時点で、実際に流出があったのかわかったのか、これは把握をされていますか、把握されていませんか。

○深山政府参考人 現時点におきまして、本件に

よる情報流出が実際にあった、このデータが流出したということは確認をされておりませんし、また、情報の流出があったことを推測させるような外部からの問い合わせや苦情なども寄せられておりません。

○山尾委員 私が伺いしたのは、流出の有無について、あったのかわかったのか、把握をされていますかということですか。

○深山政府参考人 あくまで流出の可能性があったという九月に発表した事態のまま推移しておりまして、あったなかつたということが確認されたデータがあるということではございません。

○山尾委員 それでは、流出の可能性がそのようなウィルス感染が起きたということで、原因は究明されましたか。

○深山政府参考人 原因という点、正確に言えば、誰がいつどのような態様の行為を行って、どういった結果が生じたといういわば事案の全容は解明されておりません。

○山尾委員 原因が解明されていないと。ということは、原因がわからないわけですから、その原因を解決するような対策も講じられていないということだと思えます。それでよろしいですか。

○深山政府参考人 不正アクセスの再発防止のためにさまざまなセキュリティ上の対策等々はこの間打っておりますが、具体的にどういった対策をとったかというのは、セキュリティにかかわることですので、この場で申し上げるわけにはいかないとこの場でございます。

○山尾委員 平成二十六年九月二十二日報道発表資料を見ますと、「今後の対策等」というところで、「(1)原因及び外部に送信された可能性のある情報の範囲の調査・特定」「(2)上記結果を踏まえた情報セキュリティ対策の強化」、これをこれからとりまよと発表されております。

今の話を総合しますと、「(1)原因及び外部に送信された可能性のある情報の範囲の調査・特定」はできていないですね。したがって、「(2)上記結

果を踏まえた情報セキュリティ対策の強化」は当然のことながらできません。(1)の結果を踏まえた情報セキュリティ対策の強化はできません。(1)がはつきりしていないわけですからね。

そういう中で、先週、ことしの六月のことが発表されました、私はいろいろ調べました。お呼びをして事情も聞きました。去年の九月の件も聞きました。

今お話にあったように、十月、要は全く事態が進捗していない、調査が何も前に進んでいない、人権データが結局漏れたのか漏れていないのかもわからない。もちろん、漏れた可能性はある、そういう現象が起きたことについての原因も特定されておらず、したがって対策もとれていない。これも驚きました。

でも、もっと驚いたことは、私、この人権相談窓口に、先週の金曜日にアクセスをしてみました。それで、アクセスできました。これは、本来は人権相談のためにやるべきことですから、本来の使い方ではなくて、その点は申しわけない面がありますけれども、今お話に出た、名前、住所、性別、年齢、私自身のiPadのEメールアドレスを入れました。そうしたら、私のiPadにちゃんと戻ってきました。そしてフォームもついてきました。そこには、千字以内でどうぞ御相談くださいと、相談内容を打ち込めるようになっておりました。幾つか項目があつて、それにチェックもできるようになっています。

これは大臣、どうして、これだけ大事なデータが、十月、今もなお漏れたかどうかもわからないまま、そして、そういう状況が起きたことについて原因も特定できず対策も講じられていないまま、人権相談窓口が今もなお続いているんですか。これは、聞きました。一旦とまっているんですね、九月に。それで三月に再開されたということなんです。

これは、どういふものがデータとして蓄積されるか、少し想像していただきたいんです。決して周りの人には言えない、それこそ、もし

かしたら家庭内の性虐待も含めた虐待の相談があるのかもしれない。ある特定の地域の出身だということ、大変いじめられない差別を受けていて、それを相談している人もいるでしょう。あるいは、特定の御自身の性的な考え方や性自認について、周りの人にはどうしても相談できないけれども、わらにもすがりたい、ここは秘密を保持してくれるからと法務省の人権窓口相談される方もいるでしょう。それが千字以内にとめられて、そして、名前、性別、年齢、住所、Eメールアドレス、これは普通、全部入れますよ。それで、電話で相談したい人は電話番号も。

今もお、この窓口があいて、データが蓄積され続けている。これは、原因究明されるまで、やはり閉じたいかですか。どうですか、大臣。

○上川国務大臣 人権相談をされた方たちの機微に触れる情報につきまして今の事件の対象になっているということについては、本当にゆゆしき事態に陥っているというふうに思っております。再開をするに当たって、そのことを踏まえた上で十分に対応しているというふうには私は思っているんですけども、その点については、事務当局より、そのときにそうした判断をした理由ということについてしっかりと答弁をさせたいというふうに思っております。

今、御心配ということの中の、とめるべきだということでごさいますけれども、さまざまな判断をした上で再開をしているということでごさいます。こうした事態が起きないようにということをごさいます。踏まえた上で対応しているものというふうには私は考えておりますけれども、今委員からも御指摘がございましたので、そのことも踏まえて当局の方から答弁をさせたいと思います。

○山尾委員 今大臣が、御自身はしっかりとこれを踏まえてさまざまな対応がなされていると考えているとおっしゃいました。なぜそう考えているのか、大臣は何を根拠にそう考えているのか、それだけでも大臣の口から教えていただけないか。

私は、原因が解明できていないのに、対応をとれないんじゃないですかと申し上げています。それを覆しても、今は十カ月前と違ってこういう対応がとられているから大丈夫なんだと大臣は考えているとおっしゃいました。何を根拠にそう考えていらっしゃるのか、これは大臣にしか聞けませんので、大臣にお願いします。

○奥野委員長 それでは、先に事務方……(山尾委員)いや、今手を挙げていただきましたので「と呼ぶ」いや、ちょっと待ってください。事務方がやっていることをきっちり説明していただいた後で、大臣に、そのうちのこの判断は私が示したというふうに言ってもらいます。

高嶋大臣官房審議官。

○高嶋政府参考人 昨年の九月以来、法務省として、特に法務局の事業に関与していった措置でございしますが、全く何もやっていないということではございませんで、その後、時期等についてはちよつとこで言及は差し控えさせていただきますが、セキュリティをよりきつくる、そういう措置をとってございます。

それで、それだけでも十分という考え方もあるんですけど、しかし、念には念を入れまして、ウェブ閲覧につきましては、今はもう全部閉鎖している状態でございます。

ただ、今度は、逆にメールの方は、これはもともと、メールによる情報流出というのは、非常に技術的に難しいところがございます。極めてその可能性が低いというふうには言われております。

しかも、昨年の九月以降、既にかなりセキュリティをきつくしているところがございます。したで、他方、本来の事務やそれから人権相談、これはメールでやっておりますので、そういうニーズも非常に高いということから、メールについてだけは再開しようということでごさいます。そういう事実関係にございします。

○上川国務大臣 セキュリティーに対して、守らなければならぬ、大変機微に触れる情報であるということに鑑みましても、再開する以上は、そ

のことについての十分な確認をした上で再開したというふうには理解をしているところでございます。で、私自身も、この間の取り組みがどうなっているのかということについて、委員の御指摘と同じような問題意識の中でやりとりをいたしたところでございます。

セキュリティについては、今の技術、最善の技術で十分な強化を図ること、そして、安全性の確保をした上での再開ということになったということでございます。

先ほど高嶋の方から説明をいたしましたけれども、メールにつきましては、これを通じた情報流出のリスクが特に極めて低いものであるということ、そして、しかしそれでもそうした事態が起これないとも限らないということもあって、念のためにインターネットによりますウェブ閲覧につきましてはこれを遮断する、そういう意味で、二重の安全性を担保する形で、そうした事態の中でメールを復旧したということでございます。

人権相談につきましても、非常に緊急性の高い案件もございしますので、再開については、今のような措置を講じた上での対応ということについては、先ほど申し上げたような答弁に至った状況でございます。

こうした事態について、少なくとも起こらないようにしていくための措置については幅広く検討しなければいけないということもあわせて指示をしているところでございます。

○山尾委員 大臣は理解したと言いますけれども、私は理解できません。

だって、法務省自体が報道で発表した資料に、対策とは何か、今後の対策は、原因及び外部に送信された可能性のある情報の範囲を調査して特定することだ、そして、それを踏まえて情報セキュリティを強化することだ。これが根本ですよ。

今言っていたのは、セキュリティはきつくする、ウェブ閲覧も閉鎖をし、でもメールによる流出は一般論として極めて可能性が低いと言

われているから再開したと。全然、起きた問題に対する根本の解決はなされていないじゃないですか。これは一般論ですよ、今の話は。

なぜこれが起きたのかということ、十カ月、本日に特定できていないんですか。流出したかどうか、本日に特定できていないんですか。

今聞いても、わからないとおっしゃいましたから、私は、これは提出をしていただきたいと思ひます。昨年の九月の件についてきういた資料の中で、この件について専門業者から報告書が提出され、さらに調査を継続している、こういう御報告を法務省から紙でもいただきました。専門業者に頼んで報告書を出させたということ、それから、これは提出していただきたいです。大臣、提出をお願いします。

○深山政府参考人 今御指摘のあった民間の専門業者が作成した調査報告書というのは、その内容を明らかにしますと、防衛する法務省の側の対処能力やシステムの弱点、あるいはさらなる攻撃対象について、無用な情報を攻撃者側に提供することになりかねませんので、その内容を明らかにすることについては差し控えていただきたいと思ひます。

○山尾委員 中身を全く見られていませんので、本日にその全てが今言ったような危険があるものかどうかを判断するべきでございます。

これは理事懇で協議をさせていただきたいと思ひますが、委員長、よろしいでしょうか。

○奥野委員長 まあ、ここで議論するよりは、理事懇で議論した方がよいと思ひます。それより、早く本題の方の議論をしてもらいたいと思ひます。から、理事会で引き取りましょう、今の件は。

○山尾委員 私も、委員長以上に、司法取引の質問がいっぱいあるんです。

でも、私はなぜ今この場で問うているかといえば、まず、十カ月何も進んでいないのはおかしいでしょう。そして、これは、漏れた可能性のあるのは、もしかしら年金情報以上に本日に絶対に知られてはならない、絶対人に知られたくない、

でも、人権の最後のとりでである法務省に、わらにもする思いで相談をした内容が漏れた可能性があるんでしよう。もつと法務省は危機感を持つてくださいますよというのを言わねばならないから、今聞いています。

そして、それが再開されている、原因も特定されていないまま、根本の対策がとられていないまま。これはしっかりと検討していただいた方がいいと思いますよ。

大臣、何かこの件について、最後、コメントはございますか。

○上川国務大臣 事件が、事態が発生してから、緊張感を持って取り組んでいくようにという指示のもとで、できるだけ速やかに原因究明と、それへの対策ということについては、民間の専門の業者も含めて、鋭意努力をしながら、今も継続してやっているとございます。

その意味で、委員の御指摘も、大変重要な御指摘をいただいておりますし、私も同じ思いでございますので、その意味でしっかりと対応していきたいというふうに思っております。

○山尾委員 しっかりと対応していただきたいと思いますが、何もわからない状況では、それを信じることもなかなかできません。

では、一旦、司法取引に入ります。

この前、参考人の質疑がありまして、改めて、私、司法取引というのはどういうものをイメージしたらいんだらうとわからなくなりました。

それは、つまり、高井参考人から、必ずしも出てきた別事件についての起訴を前提としていないんだ、こういうお話がありました。これは、覚醒剤の譲り受けのA、B、Cの話がありましたよね。必ずしも起訴を前提としていないと。事実上起訴できなかったということがあるにしても、念頭に別事件の起訴というのが必ずしもないのかと。こういうお話でございました。

もう一つ、ミミズと蛇のお話もございました。これは、要するに、合意するまでは、箱の中にあるものなんてわからないんだ、ミミズか蛇かもわからないんだと。

からないんだと。合意をした後に、秘密の暴露とか、きつちり裏づけがあるかどうかをこれはやるんだと。裏づけがあればこれは使えるし、裏づけがなければ使えないし、使えなければ起訴できないこともあるだろうしと。こういうものなんでしょう、司法取引というのは。

刑事局長にお伺いします。

これは、起訴を必ずしも前提としていない、目標に置いていない、念頭に置いていない制度なんですか。合意のときにはどれぐらいの裏づけが必要かどうか。私は、合意のときに相当程度の裏づけがあつてこそ合意するんだと思うんですけれども、そういうものでもないんですか。ちょっとお尋ねしたいと思えます。

○林政府参考人 まず、検察官は、合意をする場合には、これに基づきまして被疑者、被告人の事件について有利な取り扱いをすることになるわけでございますので、他人の特定の事件の解明に直接役立てる目的ではなく、単に一般的な情報収集にとどめるような前提で合意制度を利用することは、この合意制度の典型的な利用のあり方として想定しているものではございません。

それから、合意をしますと合意内容書面というものを作成するわけでございますが、その時点におきまして、例えば、被疑者、被告人から提供される協力行為の中身あるいは供述の中身というふうなものごとくまで確定されるかという御質問でございまして、まず、少なくとも、合意制度におきまして合意の内容とすることができるとは、特定の内容の供述をすることではなくて、あくまでも真実の供述をすること、すなわち、自己の記憶に従った供述をすることでございます。したがって、その合意内容書面において被疑者、被告人がすべき協力行為というものを記載する際も、被疑者、被告人がすると見込まれる供述の内容を記載するのではなくて、まず解明の対象となる事件を特定した上で、その事件について自己の記憶に従った供述をする旨を記載することになります。

そして、その合意内容書面を確定する時点、いわゆる合意の段階で、では、被疑者、被告人がするものと見込まれる供述内容を例えば検察官の側でどの程度把握し得るかにつきましては、これは、弁護人がどのような弁護方針をとって、被疑者、被告人にどのような助言をするのか、あるいは、被疑者、被告人がそれを受けてどの程度具体的な供述をするのか、そのようなことが協議の過程の中でどのように進んでいるかということに左右されることになりましたので、事案によってさまざまであらうかと考えます。

○山尾委員 これはまず一点聞きたいんですけれども、与党が呼びになった参考人が、まさに今局長が否定された、いわば単に一般的な情報収集を典型例としているようなものだという御説明をなさったんですね。今の局長の話とは全く真逆だと私は思います。

局長の話では、そういった単に一般的な情報収集はこの制度の典型例ではないと。でも、与党が呼びになった参考人は、皆さんお聞きになったと思いますけれども、覚醒剤の事案で、いわば、別に特定の事件を念頭に置いたというのではない、単に一般的な情報収集で、売人の名前を挙げさせてその譲り受けを起訴する前提でもないんだ、こういうお話でしたよね。

では、刑事局長、私は局長の答弁を聞いて少しは安心しましたよ、単に一般的な情報収集は典型例ではないと。とはいえ、これは法文上は、特定の事件を想定せず、単に一般的な情報収集も取引の対象となる、目的となり得るわけですか。お伺いします。

○林政府参考人 高井参考人のここでの御発言の中でも、あくまでも、組織犯罪の典型的な事例を挙げまして、その解明のためにこの制度が資するものであるということを当然の前提としてなされておりました。

その上で、私が先ほど答弁いたしましたように、この合意制度というものにつきましては、あくまでも、検察官は、訴追裁量権というものを背

景にした上で被疑者、被告人の事件について有利な取り扱いというものをすることにされるわけでございますので、他人の特定の事件、これは多くの場合、組織犯罪であろうかと思えますけれども、組織犯罪の解明に直接それを役立てる目的なくして、単なる一般的な情報収集にとどめる前提、すなわち、あらかじめ他人の具体的な組織犯罪の解明を全く目的とせずに、一般的な情報収集にとどめるような前提でこの合意制度を利用するということは全く想定しているものではございません。

○山尾委員 いや、私が申し上げているのは、この前のお話は、起訴するのが決して前提ではない、起訴するかどうかはあくまで検察の裁量だ、だからセンスのいい検察官だったとしても使い勝手がいいよ、こういうお話だったんですよ。局長はそうではないとおっしゃいますけれども、ただ、法文上は何ら限定がなく、高井参考人がおっしゃったような使い方もできる制度であるということにおいて、高井参考人が言っていたことは私は正しいと思えます。でも、本当にそれでいいんですかと。

そしてもう一つ、今局長の答弁は、これについては、ああ、なるほど、合意の時点でその供述の内容というのどの程度まで詰まるかどうかというのとは全くさまたま、その時々によるんだ、こういうお話でございました。合意書面には供述の内容は書かれないんだ、その供述によって追及できる事件と、その事件についてこの人が記憶にのつた供述をするよ、これは書かれるけれども、内容は書かれないんだとおっしゃいましたよね。

これは本当に、その合意の時点で中身もまちまち、何が期待できるのか、どの程度他人の事件の起訴に貢献するものなのか、こういうことが全く法文上担保されず、事件によりけり、検察官によりけりという状態で、この制度をこのまま使っているんでしょ、大臣。

刑事訴訟法第一条には、刑罰法令の適正な実現とあります。検察庁法四条には「検察官は、刑事について、公訴を行い、裁判所に法の正当な適用

を請求」と書いてあります。

こんな海のものとも山のものともわからないような供述、要は、他人の事件についての程度貢獻できるかも法文上ルールがない、どの程度裏づけ捜査をすべきかということも何もルールがない、しかも、運用についてどういふものを予想しますかと局長にお尋ねしても、それは事件によりまちまち、検察官によりまちまちだ、こういうふうになっている。こういう状態のまま、それをまさに検察官の裁量に任せて、求刑を下げたり、あるいは起訴をのみ込んだり、こういうことで最も大事な検察官の職責が果たせるんでしょうか。

大臣、答弁をお願いします。（葉梨副大臣）それが起訴便宜主義です」と呼ぶ）

○奥野委員長 上川大臣。今の質問にまとめて答えてください。

○上川国務大臣 今回の合意制度につきまして、合意の内容とすることができるということにつきましては、特定の内容の供述をするということではなく、あくまで真実の供述をするということ、真実の供述をするということは自己の記憶に従った供述をすることということでございます。先ほど合意内容書面の話も出しましたけれども、その意味では、供述の内容そのものを記載するのではなくて、自己の記憶に従った供述をいたします、その旨の記載をするということになるわけでございます。

協議というのは極めて大事な段階でありまして、弁護人も参加をし、被疑者、被告人も参加をし、検察官も参加をする。つまり、三者の中で協議をするわけでございますが、その折に、被疑者、被告人に対しては供述を求めていくということとは可能であるわけでございます。この協議の過程においては、検察官の側としては可能な範囲内で裏づけ捜査を行うということ、そして、合意を提示した場合に被疑者、被告人からどのような証拠が提供されるのか、その証拠そのものがどの程度信用されるのか、また、被疑者、被告人が合

意を真摯に履行する意思があるのかどうか、こういったところについて見きわめていくということが極めて大事であるというふうと考えております。

他方、合意が成立した後に、合意に基づいてさらに詳細な供述が得られた場合におきましては、検察官の側でも徹底した裏づけ捜査を行うということでありまして、他人の公判の中で厳しい信用性の吟味を受けても、さらにその吟味を受けた上でも信用性が高いというふうな判断をするというところが極めて大事であるということでございます。ですから、そうした事情が十分にあると認められる場合にその供述を他人の公判で用いるということになるわけでありまして、もしそうでないというふうな認められた場合には公判で用いることができないということでありまして、この供述は断念しなければいけないということでありまして。

○山尾委員 見きわめが甘くて断念をするということ、もともとの事件について刑罰の適正な実現ができていない可能性が高いということもあるんです。要は、ほかの事件についてしっかりと起訴をしたいから、今ある事件について求刑を下げたり、のみ込んだりするという制度でしょう。断念をするなんて、そう簡単に言ってもらったら困るんですよ。だからおかしな言い方ですけどもと問うています。

副大臣から、それが起訴便宜主義だということような不規則発言がありましたけれども、今、新しい立法をしようとしているんです。起訴便宜主義の中で、こんな検察官によってまちまちな、さらなる起訴の独占権とさらなる起訴の便宜性を本当に与えていいのかどうかというのを立法府として今議論しているんです。（葉梨副大臣）起訴便宜主義を制度化と呼ぶ結構です、副大臣、発言は結構です。不規則発言はとめてください。

公安委員長、山谷大臣、お伺いします。警察として、もちろんこれはかわりがあるわけですけども、この裏づけ捜査は、合意の時点

でどの程度なされているということを、法文上は何のルールもありませんから、運用の面で予定していらっしゃるんですか。

○山谷国務大臣 本制度においては、協議、合意を行うかどうかやその内容等についての判断は、訴追に関する権限を有する検察官が行うものと承知しております。

一方、合意制度を利用して他人の刑事事件についての捜査を行う場合であって、司法警察員が検察官に先行して当該他人の刑事事件について捜査を進めているときには、協議において被疑者、被告人に供述を求める行為等を司法警察員にさせる方がより的確な捜査に資する場合もあり得ることから、警察の関与についての規定が設けられたものと承知をしております。

本法案においては、検察官と司法警察員の連携、協調を十分なものにするという観点から、司法警察員が送致した事件等について検察官が被疑者側と協議を行う際には、事前に警察と協議しなければならぬとの規定も設けられているところでございます。

○山尾委員 大臣、質問と関係ない答弁で、大事な時間を使わないでください。

私が聞いたのは、警察としては、合意の時点で警察として裏づけ捜査をどの程度進めるつもりなのか、運用上、今予定されているものがあつたら言ってくれ、こういうことを申し上げました。全く回答がございませんでした。

本当にこれはもう一回考えていただいた方がいいと思いますよ。合意の時点でどれだけ本当に取引に値する供述が得られるのか、それには裏づけがあるのか、それによって起訴できる可能性がどれくらいあるのか。そんなこと、フリーハンドでは渡せないですよ、起訴便宜主義だ、起訴独占主義だといったって、これはぜひ議論も深めたいですし、しっかりと検討していただきたいというふうに思います。

残りあと二分、一点、さらにお伺いをいたします。

合意に至らない場合は、協議の過程で出てきた他人の事件に関する供述は証拠として使えないというふうなされています。

協議で出た供述は使えない、でも一方で、今回、刑事免責を付与して、不利益供述も証人に義務づける、こういう制度が置かれております。合意に至らなかった協議とは別に、刑事免責を与えて、その内容の供述を証人として証言させることに、今回の制度で何か制約はあるんでしょうか。

○林政府参考人 合意制度におきましては、協議をしたものの合意に至らなかった場合、被疑者、被告人がこの協議においてした供述は、第三者の関係でも証拠とすることができないこととしております。また、検察官が合意に違反した場合、被疑者、被告人が合意に基づいてした供述は、第三者の関係でも、異議がない場合を除いては証拠とすることができないこととしているわけでございます。

他方で、刑事免責制度は、証人が自己負罪拒否特権に基づいて証言を拒み得る場合に、裁判所の決定により、証言及びこれに基づいて得られた証拠が証人自身の刑事事件において不利益な証拠とされないという免責を付与することによって、証人に対して、本来、自己負罪拒否特権の対象となる事項についても証言を義務づける制度でございます。

刑事免責制度により得られる証言は、協議においてした供述や、合意に基づいてした供述とは別個の手続によって得られるものでありますので、御指摘のような場合において刑事免責制度を利用することは、制度上否定されないものと考えております。

○山尾委員 時間になっているのは知っています。制度の説明は私がしましたから、もう制度は結構です。最後のところだけ言っていたきたいんです。

要は、協議をして供述が何か出てきた、でも、

結局合意に至らなかった、あるいは合意をしたんだけれども離脱がなされた。それによって、この制度では、その協議における供述は使えないけれども、新しくその人を証人と呼んで、刑事免責を付与するからしやべれといつて証言させることはできるんですよ。やはりこのたてつけはおかしくないですか。

大臣、コメントはありますか。

○上川国務大臣 今回の制度の中で、今局長が答弁したように、適正に運用していくためのさまざまな制度をつくっているということでありまして、その意味では、それぞれの制度の合理性というところをしっかりと踏まえた上での適用になるうかというふうに思っております。

○山尾委員 議論すればするほど問題がどんどん出てきますので、ぜひしっかりと続けてまいりたいと思います。

ありがとうございます。

○奥野委員長 次に、柚木道義君。

○柚木委員 民主党の柚木道義でございます。

私も、刑事訴訟法、特にきょうは司法取引を中心に、多分、これをやるだけで一時間ぐらいかかっちゃうんですが、質問通告もさせていただいているんですが、あわせて、どうしてもきょう、主にこれは大臣とやりとりをさせていただきたい案件がございます、その点から申し上げたいと思うんです。

刑事訴訟法、真犯人の検挙、そしてもちろん、冤罪を生まない、そして法的な対応をとる、これが当然、行政府、そしてもとより我々にも課せられた責務であると同時に、そうした犯罪の被害に遭われた方、遭われる方の人権を保護しなければいけない、これも、同等あるいは場合によってはそれ以上に重い責務を我々は負っていると私は思っています。

そういった中で、委員の皆さんでもう読まれた方もおられるかもしれませんが、これは私の手持ち資料をお持ちなんですが、神戸連続児童殺傷事件、元少年Aが今回書かれた「絶歌」という本で

ございます。もちろん、この本のみならず、私は、この御両親が書かれた「少年A」の子を生んで……父と母悔恨の手記、そしてまた、被害に遭われた当時十歳だった山下彩花ちゃんのお母さんが書かれた「彩花へ「生きる力」をありがとう」、あるいは当時十一歳だった土師淳君のお父さんの土師守さんが書かれた「淳」というそれぞれの本を読ませていただき、表現の自由が憲法上保障される中で、同時に、犯罪被害者保護との関係について、今回のこの「絶歌」という本の出版は、今、大変大きな議論を生んでいると認識しております。

上川大臣、この「絶歌」という本、お読みになられたか、そして、お読みになられたとすれば、読まれてどう思われたか。さらには、この「絶歌」の出版について、当然、表現の自由はあるわけですが、賛否もある中で、大臣としてどのように受けとめておられるか。これは別に追及とかそういう質問ではありませんので、大臣のお考えと、そして、もし読まれたのであれば御感想をお聞かせいただけますか。

〔委員長退席、伊藤忠委員長代理着席〕

○上川国務大臣 御指摘の手記につきましては、私は読んでおりません。

この出版に関しましては、被害に遭われた御遺族の方から大変大きな憤りを表明されているというところがございます。出版に関しましてはさまざまな意見があるということでありまして、また、先生も、その本を読まれて、たくさんの方の附箋がありますけれども、多くの人の手によってまた二次被害、三次被害というようなことが起き得るということも、かけがえのない家族、子供たちを失った御遺族の皆様から見れば、大変心が苦しい思いをさらに上乗せしてしまうことになるというところについては、大変残念な状況であるというふうに思っております。

社会全体で御遺族の皆様を初めとして被害者の皆さんに対して本当に寄り添っていただきたいというふうに思う、そしてその気持ちをもとに犯罪

がない社会をつくっていく、その叫びが被害者のさまざまな手記にもあらわれているというふうに思っております。

今回手記が出されたということでございますが、これにつきましては、特定の出版行為ということでございまして、個別の刑事事件にかかわることでもあるということでございますので、私の方からそれについての可否とかということについてお答えすることは差し控えていただきたいと思います。というふうに思っておりますが、先ほど前段で申し上げたような思いであるということにつきましては表明をさせていただきたいというふうに思っております。

○柚木委員 非常に率直に、また、大臣御自身の誠実なお言葉で今見解を述べられたと思うんですね。

もちろん、特定の事件あるいはそれに関する著作物でございます。他方で、被害に遭われた淳君のお父さんの土師守さんが、全国犯罪被害者の会も含めて、いろいろな見解、そしてまた、私も、手元にこの土師守さんの出版社側に対する申し入れ書、本当に胸の潰れるような思いで書かれたものを、そのような思いで拝見もしております。

もちろん、表現の自由というものが保障される中でこの議論を行うべきだという、私も、今の立場からしてもそういう立場で発言をしているわけですが、例えば、淳君のお墓もある兵庫県の明石市におきましては、犯罪被害者等の支援条例に基づいて、書店における販売の自粛や、あるいは図書館での購入を行わないなどの対応がとられているわけがございます。

もちろん、それぞれの自治体の中での御判断、あるいは、図書館においても、図書館協会の見解もありますし、それぞれの書店における対応もまちまちでございます。私がこの本を買いに行った書店も、非常に難しい言い方で、知る権利と、求める方がおられる以上、大々的ではないけれども販売しておりますという見解でした。何が正しいのか、何がそうでないのかというのは、ここで

つまびらかにできるものではないと思うわけですが、他方で、そういう、明石市におけるような対応もとられているわけがございます。

今後、それぞれの書店なり自治体における対応というのがなされていくわけですが、そういった状況の中で、やはり所管の法務省として、あるいは法務大臣として、今回のこうした重大事件の加害当事者による出版が加害者御自身や社会全体としての犯罪や再犯の抑止につながり得るのか、逆に模倣犯のような形を助長するおそれがあるのかないのか、そういった視点については、私は、専門家の分析を行っていただく必要もあるのではないかと。

つまり、被害者の方は現におられて、そして、被害に遭われて命を失われた方はもう帰ってこない。他方で、この方は匿名で出版をされております。そういう表現の自由と犯罪被害保護とのバランスというものがまた考慮していく必要があると思われる中で、やはり法務省としては、矯正や再犯の防止といったものに資する観点については、私は、ぜひ分析をいただくこともあつていいのではないかと思うわけがあります。

法務大臣、この出版の是非というよりも、こういう加害者の方による手記の出版の影響についての研究というものは、私はあつていいかと思いますが、いかがお考えになりますか。

○上川国務大臣 さまざまな形で出版物が出されているということについては、日本の中では、出版の自由ということもありますし、表現の自由ということもありますので、それを一律にどうこうするということについては、先ほど、法務大臣としても具体的な案件についてはお答えを差し控えていただきたと申し上げたところでございます。

被害者の置かれている状況の中で、二次被害、三次被害というものもあるということ、そして、時間の経過とともに、本来ならば平穏な生活にスムーズに、なるべく早い時期に立ち返っていただきたい、そういう中で基本法の理念ののちとつて

対応していくということでありまして、そうした法の求める趣旨、そして、先ほど御指摘いただいた矯正あるいは立ち直りというような形の動き、さまざまな視点があるかと思いますが、注意深くしっかりと見詰めながら、必要なことがあればまた対応していくことが大事であるというふうに思っております。

○**柚木委員** 必要な対応をお考えいただける中で、私は、今大臣が本当に誠実に御答弁をいただいているように、御遺族の方にとっては、本当にこころは、「息子は二度殺された」と、淳君のお父さんの心境、資料にもおつけをしておりますし、御遺族の方の苦しい心情、残念な状況にあるという認識に寄り添っていかねばいけないという御答弁は、私は、本当に血の通った答弁だと思えます。

寄り添っていく、向き合っていくことが我々に求められる中で、私自身、今回の出版があつて以降、アメリカにおいてサムの息子法という言い方をされていく、これは御案内のところかと思いますが、かつて、一九七七年、アメリカ・ニューヨークで若い女性やカップルら六人が襲われた連続猟奇殺人事件がきっかけで、そして、その事件の犯人に対して大変な高額の出版のオフアがあつて、それに対するさまざまな批判も沸き起こった中で、その著作の収入を被害者の補償金に充てることを内容とする法律が制定をされ、幾つかの改定を重ねて、今でも採択、運用されている法律でございます。

私も調べてみましたら、過去にもこういった殺人事件を犯された方の著作というものは出版されています。その著作自体も、逆に、こんなに出版されていたんだと思うぐらい、実は出版されているんですね。皆さんもまだ記憶に新しい事件も入っております。秋葉原の連続殺傷事件であつたり、あるいは連続幼女誘拐殺人の宮崎勤、当時の被告、あるいは、もつと昔でいえば永山事件の永山則夫さんや、大久保清さんなど、私がいろいろな報道を調べてみると、十三点、いろいろな、そ

れぞれの殺人事件で有罪が確定した方々による著作が出版されているんですね。

他方で、今回の「絶歌」の著者の方と、私が確認できた他の著作の方と、異なる点があります。それは、これまで出版されている方というのは、既に死刑が執行されたり、確定されたり、病死をされたり、そういった方々がほぼ全てでございます。他方で、この「絶歌」の元少年A、当時十四歳で、少年法がその後改正もされていくわけですが、現在三十二歳、当然御存命でいらっしゃるわけでありまして。

そういうことも含め、今後、これは予断を持つて言うことは余り好ましくありませんが、報道等によれば続編とかそういったことも報じられる中で、やはり、犯罪被害者保護法の理念から考えても、アメリカにおいて制定をされているサムの息子法のような形で法定化することを議論するということは、私は、被害者保護の趣旨からも整合性があるものと考えております。

これは、ぜひ、法務省におかれまして、こういった著作に対する、もちろん法務省独自のことににならないかもしれませんが、政府におかれまして、あるいは我々立法府としても、こういった、まさにサムの息子法のような形の立法法というものを検討していく必要があるのではないかと考えるわけでありまして。

これはもちろん、大臣というお立場、あるいは一議員というお立場もそれぞれあると思うんですが、大臣御自身は、私は、そういった点に非常な理解のある大臣ではないかと考えております。せんだつても、名古屋の闇サイト殺人事件、死刑執行が行われました。お母様のコメントも、本当に胸が塞がる思いで私も拝見しております。

失われた方は帰ってこない、それは変わりがない中で、他方で、加害者の方も生き続けなければならぬという部分もある中で、そのバランスというか、そういったものを、どうやってこの矛盾を我々が受けとめていくかということを考えるときに、こういったサムの息子法のようなものを、

我々立法府として、あるいは行政府として、我が国においても導入を検討していくことの意義について、大臣、御見解をお述べいただけますか。

○**上川国務大臣** 犯罪被害者等基本法の理念のもとで、犯罪に巻き込まれた方が犯罪の被害を受けた時点から平穏な生活に戻るときまでしっかりと権利利益の保護を図るという、そうした理念に基づいて、基本法のもとで基本計画が定められながら今に至っているということでございます。

出版という形の中のこうした事態ということについてはやはりしっかりと向き合っていくかなければいけない、この問題についてもしっかりと向き合っていくかなければいけないというふうに思っております。

（伊藤（忠）委員長代理退席、委員長着席）

○**柚木委員** これは、我々立法府としてもこういった法定化については議論を進めていくべきだと思っておりますし、同僚委員の皆さんとも知恵を合わせながら、力を合わせながらやっていくという必要は感じておるところであります。ぜひこれは、大臣としてもそういった認識を共有いただければありがたいと思うんですが、それについては共有いただけますか。

○**上川国務大臣** まさに委員がおっしゃったように、これは、一人一人の議員の立場でいろいろな形で御議論をいただくべきことだというふうに思っております。そうした議論をしていくということそのものも大事ではないかというふうに思っております。何か大きな事件があると、そのときの一過性にとどめることなく、そのことの教訓を生かしていくというために非常に大事な指摘だというふうに思っておりますので、これは本点に、議員の皆さんの中でも、しっかりとさまざまな視点での御議論をいただきたいというふうに思っております。私も、議員の一人として、その問題意識につきましては共有させていただいてい

○**柚木委員** ありがとうございます。

では、続きまして、司法取引の方の質問に移りたいと思います。先ほどの山尾委員の情報漏えいの質問通告もしておりますが、ちょっと時間の都合で、時間が残れば補足的に質問をさせていただきますと思いますが、先に司法取引に関しての質問に入らせていただきたいと思います。

これまでの質疑や参考人の皆さんの意見陳述も含めて、私、改めて感じるのは、仮に今後、捜査協力型の取引の導入が検討されていくとするならば、やはりその協力過程が見える化、可視化されない中でこの取引が導入されていくということになれば、これは本当に、新たな冤罪が、これはあつてはいけないという答弁が先ほどもあるんですが、私は、起こり得てしまうという懸念、疑念を、むしろ、この議論をすればするほどそういう認識を持たざるを得ません。

そもそも、この捜査協力型の司法取引が導入をされていく前提として、導入されるとするならば、です、我々は非常に懸念を持っておりますが、この合意の過程、現場こそがまずは可視化、記録されるべきだというふうに私は考えるわけであり

ます。この間、もちろんさまざまな議論をされているわけですが、私はこれはポイントだと思っております。通告の中でも、ぜひ大臣に御答弁をいただきたいというふうに通告をしております。この過程の記録化、また、その捜査過程の、もちろんさまざまなプロセスがあるわけですが、まずはぜひこれをしっかりと見える化していただくことが必要だと思っております。大臣、御所見をお述べください。

○**上川国務大臣** ただいまの御質問でございますが、まさにいろいろなプロセスがあるところでございまして。さまざまな協議の過程あるいは合意後の動きということにつきまして、しっかりと考えていかなければいけないというふうに思うところでございます。

まず、協議の過程におきましての供述の録音、録画ということでございますが、この点につきましては、三者間で自由に意見を交換しながら、合

意するか否かも含めまして見きわめていく大変重要な協議のプロセスがあるわけでございまして、そのところを録音、録画するという事になりますと極めて大きな萎縮が起きるのではないかと御指摘もございまして。そういう意味で、録音、録画が協議の機能そのものを大きく阻害するのではないかとございまして。

また、合意後の取り調べの録音、録画ということとございまして、検察官によりましての供述の誘導などにつきましては、三者間の協議の中では誘導ということにつきましてはできないということとございまして、録音、録画をしても、供述に至る経過が記録されることにつきましては、ないというものでございまして。

また、検察官といたしましても、信用性に影響を及ぼすような取り調べとならないような十分な配慮につきましては、これは極めて高い要請をされているところでございまして、また同時に、裏づけ捜査につきましても、非常に限られた中から、見きわめながら裏づけ捜査を徹底して行うということとございまして、その意味で、供述の信用性につきましても、十分なる吟味ということについては、これは不可欠になるところでございまして。

また、証拠の開示ということにおきまして、他人の公判におきまして、合意に基づく供述の信用性を争うためにということになりますと、これはもう必要かつ十分な証拠が開示されていくということとございまして、その意味では、結論として申し上げるところでございまして、録音、録画を義務づけるところについての必要性につきましては、乏しいというふうに考えているところでございまして。

○榎木委員 私は、今のそれぞれの説明を、最後に、義務づけられることの必要性については認識が共有できていないということなんです、やはりそこを、いかにお互いが国会の審議を経てしっかりと歩み寄って共有化していけるかどうかというのが、とりわけこの日本型の司法取引の、いわばほ

かの人の罪を、密告と言ふ言葉は悪いですがけれども、そう証言することによって自分の罪が軽くなる、これは本当に、過去にも、あるいはアメリカ等他国においても、ある意味、冤罪の温床になつていくことを考えても、今の御答弁の内容を詰めていくことがなければ、これは、捜査に対しては非常に有用なツールになつても、やはり冤罪の発生というものを防ぎ得ないと、私は今の答弁を聞いても思います。

私が今質問した前段として本当はお聞きしようと思つていたんですが、司法取引、合意の対象範囲となる特定犯罪ですね、この特定犯罪の選定理由と裁判員裁判の対象事件との関係について一度整理したいので、法務省の方、御答弁をいただけますか。

○林政府参考人 まず、この合意制度、協議、合意の要素を有する証拠収集方法を導入するのは今回が初めてであることからしますと、この合意制度の対象犯罪につきましても、この制度の対象とすべき必要性が高く、その利用にも適して、かつ、被害者を初めとする国民の理解も得られやすい、こういったもので考えられる一定の類型の犯罪、これに政策的に限定することが相当であると考えられます。

そして、死刑または無期の懲役、禁錮につきましては、極めて犯情の重いものでありますことから、そのような罪に係る事件の被疑者、被告人が他人の刑事事件の捜査、公判に協力したからといひましても、この制度によつて処分の軽減等を行うことにつきましては、現時点においては国民の理解が得られにくいのではないかと考えられます。

こういったことから、今回、合意制度の対象事件は、一定の財政経済犯罪と薬物、銃器犯罪に限定することとされているわけでございまして。

他方で、裁判員制度の対象事件は、死刑または無期の懲役、禁錮に当たる罪に係る事件と、いわゆる法定合議事件であつて、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係る事件とされている

わけでございまして。したがしまして、合意制度の対象事件には裁判員制度対象事件は含まれないという関係にございまして。

○榎木委員 今の整理の御答弁なんです、これまでも、まさに、事実上司法取引というものであれば冤罪が起つてきているわけですが、それは、過去にも、引野口事件とか福井女子中学生殺人事件とか、そういうまさに殺人事件等においてもそういったことが起つておりますし、アメリカにおいても同様の事例というものはたくさん起つております。

こういうことがある中で、裁判員裁判対象事件との関係についても、私はさらなる議論が必要だと思ひます。このいわば日本型の司法取引がこのまま導入されていくということは、先ほど申し上げましたような、他者の罪を申告、もつと密告、しかもそれがこれまでも冤罪を生んできている、そういう部分が、本来であれば、自己負罪型、まさに自分の罪の申告によつて自分の罪が軽減されるというこれまでの議論が、なぜ捜査協力型の導入というふうになつたかという経緯を聞いても、どうしても私はやはり釈然としないうところがあるわけでございまして。

そこで、これは法務省の方にも通告しておりますが、これまでの、自己負罪型の制度が先送りされた経緯、そして今回の捜査協力型導入に向けての議論の経緯をもう一遍簡潔に整理して御説明いただけますか。

○林政府参考人 今回、こういった自己負罪型の合意制度についての先送り等の経緯でございまして、合意制度については、捜査・公判協力型それから自己負罪型が考えられているということと、これらにつきましては、いずれにつきましても、法制審議会におきまして議論がなされたところでございまして。

この両方をいずれも導入すべきとする意見もございましてけれども、他方で、一般的に、自己の犯罪を認めるかどうかを協議、合意の対象といたしますと、いわゆるごね得ということで、最初から

ら自白するよりも、まずは否認して検察官と交渉した方が有利な取り扱いが受けられるという事態、こういったものを招いて、結果として被疑者に大きく譲歩せざるを得なくなつて、結局、事案の解明でありましてか真犯人の適正な処罰を困難にする、こういった意見も強く出されたところでございまして。

その結果として、法制審議会における答申においては自己負罪型については採用されなかったものでございまして、この自己負罪型の制度につきましては、捜査・公判協力型の制度を導入した上で、そのまた運用状況等も踏まえながら、必要に応じて、そのような制度が我が国の刑事司法制度にどのような影響を与えるのかを見きわめながら検討を行つていくのが適当であらう、そういうふうにごねられたものでございまして。

○榎木委員 今の認識、御答弁だと、やはり私は、冤罪の防止という観点で欠落して、むしろ捜査主体の側に非常に比重が置かれた御認識だというふうに思ひます。

これは、私も調べてみますと、過去にも、これは通告もしているんですが、きょう全部答弁いただく時間はないと思ひますが、例えば平成七年二月二十二日の最高裁大法廷判決、これはロッキード事件の最高裁判決、この中で、我が国の司法取引の導入等について、私、非常に参照すべき判決の内容があると思つておりまして、それぞれ個別に質問をしているんですが、その中の三点目の質問だけ、ちょっと時間がなくて申し上げたいんです。

この中で、公正な刑事手続の観点から、今私が質問しているような司法取引の導入といったものが、これはちよつと前段の二問をはしよつているので、それも配慮して御答弁いただければ幸いなんです、[「国民の法感情からみて公正感に合致するかどうかなどの事情を慎重に考慮して決定されるべきものであり、」というふうな、これは判決の中にあります。

今回、私、先ほど申し上げていますが、

要は、人の罪を申告して自分の罪を軽減させると
いうような、そういう手法というものが、国民の
法感情から見ても本当に公正感に合致するのかわ
のかについては、私は現段階でも非常に疑問が
あるところでありまして、こういった点につい
て、いかに慎重に考慮して、いかなる判断が下さ
れたのかについては、先ほどの局長からの答弁も
含めて、私は非常に釈然としないものがありま
す。

この点について、今後この制度が導入された
ときに、運用する法務大臣あるいは国家公安委員
長として、こういったいわば他人密告型のような
法取引の導入というものが本当に日本人の公正
感に合致していくというふうには、いかなる根拠
を持ってお考えになられているのか、法務大臣か
らまず御答弁いただけますか。

○上川国務大臣 判例の判示するところが合意
制度にどの程度及ぶかということにつきましては、
必ずしもその内容から明らかではないわけでご
ざいます。組織的な犯罪等につきまして、その全
容を解明して、そして刑事責任が重い者を適切
に処罰するために必要な場合におきましては、合
意制度により、比較的责任が軽い者について、刑
事手続上一定の有利な取り扱いをすることと引き
かえに捜査への協力を得ることにつきましては、事
案の真相を明らかにして適正な処罰を実現する
という刑事司法の目的からも、真に処罰すべき者
を処罰するという公平の観点からも、合理性を有
するものというふうにお考えしております。

したがって、今回、合意制度の創設につ
きましては、国民の法感情から見た公正感、公平
感に対して反するものではないというふうにお考
えられているところでございます。

○山谷国務大臣 我が国の治安に責任を持つ
国家公安委員会委員長といたしまして、安全、安
心を求める国民の声や、事案の真相解明、真に悪
質な犯罪者の摘発を願う被害者等の思いに接して
いるところであります。安全、安心は暮らしの基
盤であります。

合意制度は、組織的な犯罪等において、他の
捜査手法によつては困難な事案の真相解明や、よ
り処罰の必要性が高い上位者等の検挙に資する
ものでありまして、安全、安心や事案の真相解
明を願う国民の思いに添えるものと考えており
ます。

○柚木委員 今、法務大臣と国家公安委員
長の御答弁をいただいたわけですが、私は完全
に認識が相反しておりますし、国民感情からも乖
離していると思えます。

なぜならば、そもそも、まさに今回の刑事
訴訟法改正の中で可視化導入の大きな端緒とな
った村木事件においても、私が以前、法務大臣に
も質問しましたが、当時、取り調べ過程におい
て村木さんの部下だった厚労省の職員の方々が
行った証言を、実際に公判過程の中で翻す形に
なっており、フロッキーのデータの改ざん等い
ろんなことも含めて無罪という判決になるわけ
ですが、もし、このプロセスの中で今回の捜査
協力型司法取引が既に導入をされていて、しか
も虚偽供述罪が制定されていたとすれば、自分
が言ったことが虚偽のことであつたときに、真
実を述べるとも困難になってしまつて、むしろ
そのこと自体が冤罪の温床になっていく、こう
いうようなことも想定されるし、当時も、私は、
実際にそうだったという結果になっていたら可
しめられないという懸念をいまだに持っており
ます。

そういう中で、今のようないくつかの事
件が、むしろ、私は、ああいった村木さんの
ような事件がまさに冤罪になっていくんじゃない
か、そういう認識を持たざるを得ないわけでは
ないか、今の御答弁だと、むしろ、国民の皆さ
んは、安心するどころか、冤罪がふえてしま
うんじゃないか、そういうふうには私には思わ
ざるを得ません。

では、村木さんのときのあの事件、私が
法務大臣に、これまで、前々回だったかな、御
答弁をいただいたときに、もしあのときに既に
今議論をしている法制度のもとでの取り調べ、
裁判が行われていたとすれば、あつたとき一旦
供述過程の中で述べたことを翻したというの
は虚偽供述罪に問

われるんですかというふうには質問したことを
覚えていらつたと思います。改めて、もしこの
法制度が導入されたら、あつたときの村木事件
というものが、証言を撤回したことは虚偽供述
罪に当たるとは、当たらないんですか。

○林政府参考人 一般に、捜査段階で捜査機
関に供述していた者が公判において証言に立ち
ましかつて、捜査段階での供述と異なる証言を
した、そのことについて、それが本人の記憶に
従つたものであるならば、何ら罪に問われるこ
とはないわけでございます。

○柚木委員 結果として今言われるような
見解を示されても、美濃加茂市長の事件もあつ
たわけですが、私は、実際の現場において、捜
査協力型の取引導入によつて巻き込みあるいは
冤罪がふえるという国民の懸念は払拭されな
いと思えます。虚偽罰則規定を置いているから
大丈夫というような答弁がこの間もあるわけ
ですが、しかし、そもそも現場で、村木事件
においても、運用面で、警察、検察が取り
調べ過程の中でそのような事実に事実上の司
法取引をこの間行つてきている中で、それが
どうして虚偽供述罪の導入というものは、や
はり証言を撤回して真実を語るといふことの
足かせになるというふうには私には考えてお
ります。

それに対して、法務大臣、国家公安委員
長、国民の皆さんが、そういうことであれば
納得できると、先ほどの御答弁ではむしろ逆
ですよ、冤罪をさらに生み出してしまふ、私
はそういうふうな懸念の方が高まると思つて
おります。納得のできません、そしてまたわ
かりやすい御答弁をそれぞれいただければ
と思います。

○上川国務大臣 今回、制度を御議論いた
だくにあたりまして、この間一貫して説明を申
し上げてきたところでございますが、そうしま
さる巻き込みのリスクという点に對しましては、
しっかりと法的な、制度的な手当てをしてい
くというところでございます。

その中の一つとして、合意をした者が捜査
機関に虚偽の供述等をするとして新設する罰
則の対象というところでありますが、まず、協
議の開始から合意に至るプロセスに弁護人が参
加をする、つまり三者間で協議をしていくとい
うことでございます。

また、合意に基づく供述が他人の公判で
使われるときにおきましては、合意内容その
ものが裁判所においてオープンにされるとい
うことでございまして、検察官といたしま
しても、十分な裏づけ証拠がある場合でな
い限りなかなか証拠として使えないという
状況の中で、虚偽の供述が起らないように
していくところでございます。

また、虚偽の供述をした場合のブレイ
クという形の中で処罰の対象とする。
こうした制度の手当てをして、今御指摘
いただいたような巻き込みの危険に十分に対
処することができるといふふうにお考え
されているところでござい
ます。

○山谷国務大臣 今、法務大臣からも御
説明がございましたが、合意に基づく供述は、
それが他人の刑事裁判で用いられる場合は、
そのことがオープンにされ、信用性が厳しく
吟味される仕組みとなつていくことなどから、
必然的に十分な裏づけが求められるものであ
り、制度の適正な運用が担保されるものと考
えております。

なお、捜査機関に対する不信感という御
指摘につきましましては、引き続き、緻密かつ
適正な捜査の徹底について警察を指導する
などとして、国民の信頼確保に努めてまい
りたいと思つております。

が本当に機能するかどうかというのは、例えば、こういうことを聞いたら多分御答弁いただけないと思うから質問通告はしなかつたんですけれども、では、冤罪事件で、虚偽供述で被告人を罪に陥れようとした方を検察が偽証罪で追及した事例は過去に何件あるのかとか、本当にブレイキと言うのであれば、逆に、冤罪事件において無実の被告人のアリバイを証言した人々が偽証罪で追及された事例というのは、八海事件、甲山事件などがあつて、偽証罪というのはむしろ検察組織のために利用されてきたのではないか、そういう歴史もあるというふうには私は思うわけであります。今のようないふうに私は思うわけでありまして、今査協力型、そしてまた虚偽供述罪、罰則規定があるから、そういうことをもつて本当にブレイキになるというふうには到底思えないわけでございます。

しかも、これは、合意がなされた場合だけじゃなくて、合意が破綻するケースもあるわけですが、その場合においても、被告、弁護人は、期待していた刑の減免は得られなくなる一方、警察、検察側においては、合意のもとに得たいいろいろな証言、ほかの事件にかかわる部分もありまして、これは、直接利用できなくても、そういった情報をその後の捜査に活用していくことができるというところで、警察、検察にとつては損をすることは全くない。しかし、この合意制度の対象になる、あるいは、場合によつてはそれによつて冤罪の被害を受ける、そういう方にとつては非常にリスクのある制度であるというふうには言わざるを得ません。

そもそも合意という言葉も、私は取引だと思つていますが、本当にそういうことであれば対等な合意取引であるべきだと考えるわけですが、今申し上げたような観点からいうと、やはり捜査機関側にとつては非常に都合のいい制度であると言わざるを得ないと思つています。質疑時間が来ていますが、大臣の方に通告しておりますので、そこを本当に対等な形の制度とす

る観点から、ちゃんとした御答弁をいただくことはできませんか。

○奥野委員長 時間が来ていますから、非常に端的な答弁をお願いします。上川法務大臣。

○上川国務大臣 この合意制度につきましては、合意の当事者のいずれか一方のみが得をすることがないようにするために、当事者間の公平、公正さに対して十分配慮する内容の制度設計をお願いしているところでございます。

○柚木委員 またこの次、質疑させていただきます。終わります。どうもありがとうございました。

○奥野委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時十三分休憩

午後一時開議

○奥野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○井出委員 維新の党、信州長野の井出庸生です。よろしく願いいたします。

司法取引の審議で、細かいところですか、大分難しい言葉が出ておりましたが、委員長も大分お疲れのように感じておりますが、私も時にはおもしろいことでも一言言えればいいんですけれども、きょうはそういうネタもございませんが、一生懸命審議をしてみたいと思つています。

前回質問をさせていただきまして、そもそも司法取引を新たに導入する必要性があるのかと。例えば、裁判所がそうした類いの供述証拠についてはより一層注意をして見ていくことになるというような話もありましたし、警察についても、当初は反対したけれども、うまく参加できるような仕組みが整つたので賛成をしたと。それでも、私は、本当に警察のかかわりという意味でどうなのかなどというところはまだ疑問として残っているんです。

きょうまでの議論を含めて、まず大臣にざっくりばらんに伺いたいんですけれども、司法取引というのは、いろいろ議論されてきましたが、端的に言うと、小さな罪、小さな犯罪、組織の末端の間から話を引き出して、罪を軽減することになると思つていますが、そういった、小を捨てて大をとるといいますか、犯罪のより大きなものを解明していくために小さいものは若干捨ててもやむを得ない。

今まではそれを検察の裁量の中でやってきたというところだと思つておられますが、これからはそれを明確に制度化して、小さいものを時に捨てることもやむなし、そういう転換、そういう面がやはり本質的なかなと思つておられます。そのあたりについては、そういうお考えがあるかどうか、伺いたいと思つています。

○上川国務大臣 合意制度ということで、非常にわかりやすい形で、イエスかノーかという話ではございますけれども、合意制度そのものは、取り調べ及び供述調書に過度に依存しているという状況から脱却するための大変大事な手段の一つとして、特に証拠の収集方法の適正化と多様化に資するものというふうな位置づけながら、そして、対象事案としては、大きな組織型の犯罪の中で、末端の実行者のところのみならず、全体の真相の解明のためには、さまざまな形で証拠の収集方法を多様化していくということの一つとしてこの制度に取り組むということでございます。

そういう意味で、全体の真相の解明に資することができるような手段の一つということで、大変重要な新しい制度であるということで、御審議に付しているところでございます。

○井出委員 刑事局長にも伺いたんですが、長年実務、現場にもいらつしたかと思つていますが、司法取引というのは、小さい犯罪というのちよつと言ひ方が余りよろしくないんですけれども、わかりやすくということと、より大きな犯罪の真相を解明するために、時に小さい犯罪を、起訴猶予する、罪に問わないこともあると。

今まで裁量の中でやってきたけれども、もうそれを制度化しなければいけないんだ、そういう危機感というのがあるのかなのか、改めて伺つておきたいと思つています。

○林政府参考人 まず、出発点としては、かねて指摘されております、取り調べとか供述調書への過度の依存からいかに脱却するか、そういった観点から、やはりそのためには、証拠収集方法の適正化、多様化を図るなどして、基本的に、取り調べへの比重あるいは供述調書に頼る比重というものを少なくしていく、これが出発点であらうかと思つています。

そして、犯罪情勢との関係でいきますと、これまで、組織的な犯罪というものを解明しようと思つても、なかなかその全体像、真相の解明というものが得られなかつた。そして、それを解明しようと思つと、やはりその末端の実行者から供述を得る、これは取り調べという方法しか基本的にはなかつたものですから、そこに非常に比重がかかる。

しかしながら、取り調べ、特に組織犯罪の中での取り調べというものは非常に困難をきわめて、なかなかその全体像を解明することができない。そういったことの問題点に対応する対処の一つとして、今回の合意制度というものが制度設計されたものと考えております。

○井出委員 今の林局長のお話ですと、取り調べに過度に依存せずに、ほかにきちつと証拠が得られるように、その一つの手段として司法取引があるということだと思つておられますが、そうであるとするならば、やはり司法取引で得られる証拠というもの、やはり司法取引で得られる証拠というものは、やはりからにはきちつとした証拠をとりた。先ほどのミミズと蛇の話ではないんですけれども、司法取引、協議をして合意をする、そのときに一体何と何を取引して合意に至つたのか。それが、被疑者の記憶に基づいて真実の話をする、そういうところまではきちつと明確に合意書に書かれる。ある特定の事件について被疑者が真実の供述、ないし裁判で証言に立つのかわかりま

せんけれども、そういうところまではきちつとやるけれども、その中身の部分まではなかなか合意書面では踏み込めない。

一方で、合意書面では、検察の方が、起訴を猶予するのか、こういう求刑をするのか、そういうところはきちつと書かなければいけないという法整備かと思っているんです。検察側の立場に立ちますと、これは検察にとりリスクが大きい制度ではないかと思えますけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○林政府参考人 この協議・合意制度の中で、合意内容書面というのができます。この合意内容書面といえますのは、犯罪の事実認定に資するための実質証拠といえるものがありますが、これは実質証拠ではないけれども、あくまでも手続的な内容を定める書面でございます。

ここで何を掲げるのかというのは、双方が行うべき行為であります。被疑者、被告人側が行うべき行為、そして、それが具体的にどの事件において行う行為なのかをまず特定いたします。それから、検察官側が行うべき行為、これもまた検察官がどの事件について行うか、これを明示します。

そして、こういうことを合意内容として書面化しておくことによりまして、その後の手続におきましてそれぞれ合意違反があったのかなかったのか、そういったことが確定できる、あるいは他人の刑事裁判においてこういう合意に基づいて行われた協力行為であるということが明示されるようにしておく、こういったことで行われるわけでございます。

その際に、検察側のリスクというようなことを言われなければいけません。やはり当然、これは対等な形で協議を行って、最後に合意に至るわけでございますので、そのときに自分たちの行為、双方の行為が見合ったものになっているのかどうかというの、それぞれが判断すべきことだと思えます。

それで、その際に、検察側の観点だけでいきますれば、やはり当然、協議、合意の中になされる

被疑者、被告人が行う協力行為というものはさまざまなものがございます。単に供述だけではなくて、証拠物の提供とか、そういったことも一方でございます。

ただ、供述の場面ということになりますと、これは合意内容書面では、やはり当該具体的な事件について真実の供述、すなわち自己の記憶に基づいた供述を行うこと、これが合意事項となります。ですから、その後どのような供述がなされるかによっても、その供述が当該者の記憶に基づいた供述であれば、被疑者、被告人側の合意違反ということにはなりません。むしろ、合意を履行したことになります。

ですから、そういった場合に、具体的にどのような供述がなされるのか、あるいは最後の公判においてどのような証言がなされるのかということについては、やはりそれは協議の過程で十分に確かめることになるかと思えます。これは当然、一対一で確かめるわけではなくて、弁護人がおりますので、弁護人も加わる形で、その中でどのような供述がなされるであろうかということになります。協議の段階で確かめて、それで合意を行うわけでございます。当然、そこに至るまでの間でも、ほかの裏づけ捜査なども行って、これが合意をすべき、合意していい事案なのかどうか、また被疑者、被告人の協力への意思が真摯なものなのかどうか、こういったことはできる限りそこで確かめた上で合意に至るわけでございます。

ただ、合意に至ってからも、先ほど申し上げたように、合意内容書面に特定の供述というものが書いてあるわけではございませんので、さて、合意以後にどのような供述がなされるかというのは、その後の取り調べでありますとか、あるいは提出される供述書だったり、あるいは最後には公判での証言ということになるわけですが、公判に至るまでの間に、やはり被疑者、被告人から出てくる供述について、それを手がかりに十分な裏づけ捜査を行って、それを確かめ、かつ、裏づけ捜査で証拠が得られれば、それを合わせた形で他人の刑

事裁判における公判立証に臨む、こういった形になるわけでございます。

○井出委員 協議があつて、合意があつて、そして合意に基づいて裁判がある。お話があつたように、一番重要なのは協議だ。何か、委員会ではない、理事懇、理事会、委員会なのかなみたいな気もするんです。委員会の場合は筆頭間というものもあるんですけれども、一番大事なものはやはり協議、それは私もそう思うんですね。ですから、協議の部分、そこは裁判所から見ても、非常に、一番知りたいところだと思います。

ただ、検察側からすれば、その立証というのは一体どういうふうに行うのか。例えば、取り調べの可視化対象事件で司法取引が起る可能性もあります。そのときは協議の段階で弁護人が入りますので、協議に入ったら可視化はしない、そういう説明を受けているんですが、先日来ていただいた参考人の方も協議の記録というところをおっしゃられている方がいました。

そこは、なかなか自由な協議ができないと言われる部分もあるんですけれども、裁判所に協議の部分を書きつと立証してくれ、そう言われたときははどういう手を尽くしていくのか、今の段階でのお考えを聞かせてください。

○林政府参考人 もし公判の段階で協議の過程というものが問題になるとすれば、やはりそれは、協議の過程でもう既に何らかのいろいろな強い働きかけがあったり、不正な働きかけがあったり、あるいは誘導があったりというようなことが具体的に主張された場合だと思えます。

それに対して、協議の場自体は、一対一で協議をしているわけではございませんで、弁護人が入って三者で行っているわけではございますので、そういった部分については、基本的に、そういった誘導とか、そういうような事態は起こり得ないと思えますし、あるいは、それを主張されても、基本的にそこを強く立証しなくてはいけない状況になるんだらうと考えます。

すなわち、弁護人も加わった三者での協議というものがなされているわけではございますので、そこにおいて、協議の過程でのさまざまな問題的な検察官側の行為というものについては通常は行われないうし、また、行われたという疑いをかけられても、三者が入っているということによって、そのようなことが行われていないということは十分に主張、立証ができると思っております。

○井出委員 協議に裁判官が疑いを持った場合は今お話があつたような御説明の可能な、それで余りケースがないのかなと思ふんです。

ただ、そうはいっても裁判所側は、こういう手話、供述、そこから出てくる証拠というものは、今だつて、共犯者の供述とかそういうものに対しては厳しく見ていかなきゃいけないのが共通認識だということは法制審でも言われてきましたし、裁判所が、やはり、疑いのあるなしでなく、フラットな、中立的な考えの中で、どういう協議をしたんだ、説明をしてくれと言ふことはあり得ると思ふんですが、それはできるんですか。

○林政府参考人 それは必要に応じて、そういった協議における内容というものを主張することはできると思ふます。

また、それで本当に疑いが出て、そういう疑いを晴らすというような形で立証を求められるとすれば、それは、実際に参加していた弁護人、合意をした者の弁護人でありますが、弁護人にやはり証言をしていただくとか、そういったことも当然あり得ると思ふます。

○井出委員 弁護人も入っているということで、そうすると、むしろ弁護人が入らない協議直前の取り調べ、そこもまた大事になってくるのかなと思ふんです。

一つ伺いたいのは、協議になったら弁護人が入る、ただ、被告なり弁護人が、三者でやらなくていい、被告人だけとやつていい、弁護人だけとやつていいというときは、必ずしも弁護人が入らなくてもいい、そういう条文になっているかと思ふんですけれども、そういう例外を認めている理由

というのはどういう理由なんですか。

○林政府参考人 これは、協議というものが余り定型的じゃなく、非常にさまざまな形態で行われるということに鑑みまして、それで、時に、協議の全部ではないけれども一部について、一つには、例えば特に法律的事項について協議をするような場合には、必ずしも被告人、被疑者がそこに加わっていない場合でも、検察官と弁護人との間で協議を行うということはあってもいいんだろ

う、あるいは、弁護人について、緊急の用事とかがあつて、そのときに一瞬たりとも協議の場から離れているということが必ず許されないんだというようなこと、そこまで硬直的に考える必要はないんだらう。

そういうことから、そういった一部について、これはあくまでも一部でございしますが、協議の一部について、そういう形で、どちらか一方がいらない形でも協議は行い得るとしているものでござい

ます。ただ、もとより、その例外を検察官側からの意向で幅広く使おうとするということはあつてはならないので、やはりそれは全て、被疑者、被告人とそれから弁護人の両方の異議がないときにしかできないという制限はかけているわけでござい

ます。○井出委員 ケースによっては、弁護人の弁護方針と被告の考えが合わなくて、弁護人が解任されている状態とかもあると思うんです。不在の状態ですね。

この制度をやっていくのであれば、おっしゃられたように、法律的なことをやるから被疑者はちよつときよは要らない、きよはそんなに大事なことじゃないから弁護人は午前中はいなくてもいいですよとか、そのぐらいの話だったら、私は今のお話は多少理解できるんですけども、弁護人が、例えば解任で、いない被疑者に対してとか、全く一切関与しない形、これだけは絶対あつてはならないと思うんですが、そのあたりのお考えはいかがでしょう。

○林政府参考人 本制度は、あくまでも協議というものは三者、被疑者、被告人と検察官と弁護人

とで行うということ、それを開始するときもその三者の意思の合致が必要でございします。弁護人がいない状況、解任されて、いないような状況、あるいはもとより弁護人がついていないような場合、本制度上、そういう場合には、そも

も協議・合意制度というのはいないということになっております。○井出委員 使えないというところを、ちよつともう一度私も条文を読み直してみたいと思ひますが、そこは条文で読み込めるようになってい

るんでしょうか。○林政府参考人 本法律案の三百五十条の四で、「協議は、検察官と被疑者又は被告人及び弁護人との間で行うものとする。」こう書いてござい

ます。○井出委員 わかりました。そして、司法取引の事件なんですが、きょうの階先生の自己負罪型の議論とも少しかわつてく

るんですけども、ここまでの議論を聞いていますと、司法取引をする被疑者がそもそも自分がやつた事件を否認したり一部否認していたら、そ

ういう否認している人間と協議するというのはいちよつと考えられないかなと思ひます。そのあたりは、被疑者の自分の事件に対する供述とこの

制度の関係というものをどのようにお考えか、教えてください。○林政府参考人 協議・合意制度については、自己負罪型あるいは捜査・公判協力型があるわけ

わけでございます。

そうしますと、自分の事件自体を否認している、それで検察官としてはそれは否認であるといふうに考えているような場合に、結局、その否認供述自体が信用性が乏しいわけでございます。そういった信用性の乏しい者の供述というものは、結局、他人の刑事事件における信用性に影響を及ぼすわけでございしますので、基本的に、そうした自分の事件を否認している被疑者、被告人との間で検察官が合意をするということは考えがた

いわけでございます。もう一つ言えば、被疑者、被告人について有利な取り扱いをするということの根拠は、やはり、基本的に、その人の情状面

でございします。その人の情状面で他人の刑事事件の解明に寄与するといったことを有利に解釈するわけ

でございます。信用性の乏しい否認をしている被疑者、被告人についてはそういった有利な取り扱いをするということが適当であると検察官が考えることはないであらうと思ひます。

したがいまして、一般的に、こういった自己の事件を否認している被疑者、被告人との間で本制度を使つて合意をするということは考えがたいと思ひます。

○井出委員 今、考えがたいというお話で、今のお話を聞いていれば、自分の罪をしっかりと認めた被告でなければ余り司法取引の対象にならないのかなとも思ひます。それであれば、そういう被告に対して自己負罪型の方も制度設計として今後考えていくということもあり得べしではないかな、今、そういうような思ひを持っております。

それともう一点、協議、合意の関係で伺いたいんですが、やはり、この間、参考人の方がおっしゃっていた検察のセンスの問題なんですけれども、一つの事件で被疑者を逮捕して、そこから供述を引き出して、次の被疑者をちよつとすぐに逮捕しないで、逮捕できるようにしたら逮捕して、またそこから新たな供述を引き出してとや

ていくという話があつたんです。

あの話を聞いてみると、私は、司法取引で合意したものが裁判に全く出ないケースもあるんだなというように思つたんです。司法取引にに応じた人間が、合意書を交わした、それによつて起訴猶予になつて、また次の人間が今度別の人間ののために司法取引に応じて起訴猶予になつてというようなケース、あれが一番使い勝手がいいんだというようにお話をうかがつたんです。

もし合意したものが裁判に出ないと、さんざん言われてきた、裁判の場での徹底的な反証というものが実現し得ないと思ひますし、そこはちよつと制度上の課題じゃないかなと思ひますけれども、いかがでしょう。

○林政府参考人 合意がなされたけれども、最終的に他人の刑事事件の起訴に至らないというような場合が当然あり得ると思ひます。必ず起訴がされて、他人の刑事裁判で、合意に基づく何らかの協力行為の結果がそこに出される、あるいは証言という形で出るというようにすることが必ずあるかとい

えば、それはないんだらうと思ひます。しかしながら、それは結果的にそういうことがあつたということであつて、制度の目的は、やはり、他人の刑事事件、特に組織犯罪等における上位者の刑事事件、こういったものの解明に資するのための制度でございします。そのためにこの制度を使うのであつて、単なる一般的な情報収集のためにこの制度を使うものではないと思ひます。

それでなければ、他人の刑事事件の事案を解明して、本来処罰すべき者を処罰するということの目的を達成されないからでございします。

そうすると、実際に他人の裁判が行われないというところもあると、この制度の何か欠陥ではないかという部分でございしますけれども、そもそも協議・合意制度の目的は、一つは、やはり取り調べ及び供述調書に過度に依存しているという状況から脱するというところでござい

ます。従来、ともすれば、刑事司法というのは、捜査

もあれば、その後に公判がございました。捜査の中にも、取り調べという捜査もあれば、それ以外の捜査もございました。その中で、特に取り調べというものが非常に比重が高かった。また、そこで供述調書ができますと、それが非常に重要な証拠として、公判、裁判でもそれが一番主要な証拠として採用されるというような実態がある、こういうふうな指摘されておりました。

今回、その点については、協議・合意制度で合意をなしますと、合意後の取り調べで何らかの供述が得られたといたしまして、結局は、裁判で、公判の中で最終的にはその供述というのは証拠として使われるわけでございます。そのため、供述調書ができてしまえば、それで将来の他人の刑事事件の立証ができるのかと申し上げると、そういうことにはなりません。

したがって、検察官としては、取り調べ段階での供述調書が仮にできても、その後、本来の裏づけ捜査というものを徹底的に行います。そして、結局、そもそも信用性が低いとされている取り調べ段階での供述調書について、さらに裏づけ捜査を経て、裏づけ証拠を得ることによって初めて使えるようになるものだから、その過程において、最終的にはそういった裏づけ捜査がうまくできなかった場合、結局のところは、その供述調書のみでは立証ができないということが明らかにした場合には、やはりそれは起訴ができないという事態が生ずるということでございます。

○井出委員　ちょっと頭が回っていないので、よく今の答弁を、裏づけをちゃんと速記録で見た上でまた質問させていただきたいと思っております。

司法取引はアメリカでも見直しの議論があつたりしているというところは参考人の話でもありましたが、それをもし導入するのであれば、世界で一番水準の高いといえますか、目的に資する制度にしていかなければいけない。そういう意味では、まだまだ議論を尽くすべき各論が多いのかなと思っております。終わります。どうもありがとうございました。

○奥野委員長　次に、重徳和彦君。

○重徳委員　維新の党の重徳和彦です。本日もしよろしく願ひいたします。

まず、司法取引につきまして、前回の質疑におきまして、自己負罪型と捜査協力型、この関係といたしまして、違いについて御質問をさせていただきます。

自己負罪型については事件の処理の効率化ということとを目的とするんだ、そして一方でごね得という事態が生じる、一言で言えばこんなことが法制審議会で行われた結果、今回導入は見送られたという話でございました。

ごね得ということについては理解しなくもありません。例えば、AとBの二つの犯罪、Aだけは認めてBは認めない、今までだったらそうだったところを、これからはAについても刑をまけてくれないから認めない、こういうこともあるかもしれないということなんです。

しかし、本来、捜査協力型であっても、自分の罪か他人の罪かという違いはもちろんありますけれども、こういった駆け引きというものはあるものだと思いますし、むしろ、自己負罪型であっても、別にAを認めることがリスクだということよりは、Bを認めるために、事案の真相の解明ということのために導入するということは、やるのであれば、この自己負罪型もやるということはある話ではないかなと考えております。

そこで、まず林局長に確認したいんですが、自己負罪型は手続の効率化が目的であるというように御答弁があつたと思いますが、しかし、捜査協力型と同様に、事案の解明という要素も間違いなくあるんじゃないかと思うんですが、その点、確認させていただきます。

○林政府参考人　自己負罪型の合意制度は、一般的には、主として事件処理の効率化を目的とするものとされております。これは、例えば、米国におきまして自己負罪型で合意をしますと、事実認定に對しまして、十分な証拠がなくてその事実を認定できる、實際上存在している制度がそういう

ものと結びついているものですから、結局、事件処理の効率化を目的とする、こういうふうな理解されているわけでございます。

他方で、もちろん、委員御指摘のように、被疑者、被告人が、有利な取り扱いを受けられることを動機としまして、公訴事実を単に認めるだけではなくて、その背景にある自分の事案の真相を供述するということも当然あり得るわけでございます。

そうしますれば、具体的な制度設計によるわけでございますが、自己負罪型に事案の解明という要素というものを持たせることは、それは可能であらうかと思ひます。

○重徳委員　そういうことだと思います。海外の制度はそういう効率化ということが主であるというところでありますが、制度設計次第であらうということでございます。そういう意味で、今回の捜査協力型と変わらないような制度設計も可能は可能なんじゃないかなというふうな受けとめました。

それから次に、自己負罪型の導入を今回見送るということなんですが、前回は、法理論上、検察官の広範な訴追裁量権が現行においてもあるんだ、この範囲内でこれまでも、手続は整備されていなかったものの、やろうと思えばできる、権限的にはやれるんだ、司法取引はやれるんだというお話がございました。そして、その中で、現行、いわゆる司法取引とは呼べないかもしれないけれども、情状を見て起訴、不起訴を判断したりする、訴因の選択というものもするという中で、自分の罪を認めるといういわゆる自己負罪型的な訴追裁量権が行使をされてきたことも多いのではないかと思うんです。

であれば、今回、その意味で、現行から今回の制度に入るに当たって、必ずしも捜査協力型だけではなくて、自己負罪型を導入することも、今申し上げましたような意味からなじむのではないかなという捉え方もできると思うんです。むしろ、自己負罪型的な訴追裁量権の行使の方が一般にイ

メージしやすいと思うんです。であれば、むしろ自己負罪型から導入するということも考え得るのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○林政府参考人　確かに、現行法のもとでも、被疑者、被告人が自己の罪を認めている、こういったことによって求刑が変わるとか、最後にはその量刑自体も変わる、そういったことがあるわけでございます。

これは、もちろん、情状というものをどのように判断するかという枠組み、あるいは、それに向かつての検察官の広範な訴追裁量というものがありますので、その枠組みの中で結果として行われていることでございます。そういった意味では、基盤となる考え方自体は検察官の広範な訴追裁量という法理論に共通するところであらう、その点では、委員御指摘のとおりだろうと思ひます。

その上で、では、それを今度は取引という形で手続において、そういった双方が協議をして、合意をして、それに何らかの効果を与えるというこの手続的な制度をつくるかどうかということが、今回、これは自己負罪型を導入するか、あるいは捜査・公判協力型を導入するか、こういった問題になると思ひます。

その点においては、そういった協議、合意という要素を有する手法を取り入れるのは今回が初めてでありますので、今回は捜査・公判協力型に限定したということでございます。もちろん、その後にある法理論的な共通点からしますと、自己負罪型の導入というものについては今後の検討の対象事項であらう、こう考えております。

○重徳委員　御説明の意味はわかりました。

今回、いづれにせよ、捜査協力型からまず導入するということなんですが、これは井出委員も申し上げていることでありますけれども、取り調べによる供述調書に偏った捜査手法を変えようんだというのを言いながら、結局、供述に頼った、一つのバリエーションであります司法取引というのは導入する、ちょっと舌をかむ説明になるのではないかと思うんです。

まして、今回、捜査協力型というのは、再三指摘がされているように、いわゆる冤罪誘発のリスク、引き込みのリスクというものがありません。それから、虚偽供述によつて事案が混乱すれば、なおさら真相の究明というものが遠のいてしまふ、そういうリスクもあるのではなからうかと思われまふ。

そういうことで、それを解消するための何点かの指摘が前回の参考人の陳述の中でもされておりましたので、何点か確認をしていきたいと思つております。

まず一つは、冤罪事件の原因の二割から半数までが情報提供者の虚偽証言による、そういう調査研究が、二割から半数、ちょっと幅はありますが、虚偽証言がかなり多くの原因となつてゐる、こんな陳述がございました。

今回の法案では、必ずしも共犯に限定せずに、これはこの間初めて聞いた言葉であります、ジェイルの情報提供者の供述まで対象にすることも可能だと。なぜ共犯に限定するということをしてないのでしょいか。

○林政府参考人 今回の協議・合意制度の中で、被疑者、被告人が証拠を提供することができる他人の刑事事件というものは、もちろんのこと、共犯者の事件である場合が多いと思われまふ。ただ、必ずしもそれに限定されるわけではございません。

例えば、一つの暴力団組織に所属している、同じ暴力団組織に特殊詐欺のグループが幾つかあるような場合、同様の特殊詐欺を行つてゐるというような場合があると思ひます。それについては、それぞれが同様の特殊詐欺を行つておられますので、それぞれが自分の事件を抱えているという関係にならうかと思ひます。そういった場合に、自分の特殊詐欺のグループとは別のグループについて、資金の流れとか指示系統とか、そういうものは供述できるものを持つてゐる場合があるかと思ひます。

ただ、それは、刑事事件の共犯という形で限定いたしますと、必ずしも他の特殊詐欺のグループについては共犯者というふうな関係にはなりません。そういったことから、必ず共犯者の事件である、それに限定されるわけではなからうと思ひます。もとより共犯者の事件である場合が多いとは思ひまふけれども、そのために、今回、共犯関係にある場合ということに対する限定は加えてゐないわけではございません。

○重徳委員 捜査協力型の司法取引というのは、絶対やらなきゃいけないというわけじゃなくて、いわば選択的にそういう手法もとり得るということでありまふ。

確かにいろいろなケースがあつて、共犯じゃない場合においても有効な証言を得られる可能性はもちろんだと思ひますが、一方で、私も指摘してゐるのは、この制度を下手に利用して、虚偽証言が出てくるかもしれない、こういうリスクをやはり限定していかなくちゃいけないと思ひます。

ですから、その意味で、自己負罪型については慎重だということであれば、対象者も少し限定して、まずは共犯者から始めてみて、そして、使い勝手が悪い、運用は安定的になつてきた、そういう段階でそれ以外のところにも広げていく、こういった慎重な導入の仕方というのが常識的じゃないかなと思ひます。これを指摘させていただきます。

そして次に、可視化の問題であります。可視化によつて自発的に任意の虚偽供述は防止できるものではないという、前回の参考人、高井弁護士さんの指摘がありました。それはそのとおりかもしれまふが、一方で、笹倉准教授によりまふと、実際に一たび行われてしまつた供述、証言が虚偽だつたのではないかということ、事後的な検証が行われにくい、ましてや、供述者本人はもちろんだ、捜査側にとつてもメリットのあることなでありますから、信用性が本物か

ということを説明するインセンティブはないということでありまふ。ましてや、法廷でそういった証言が行われて、事実認定をする裁判官がそれを見抜くことができるかという、そんな容易なものではないと思ひますね。こういうことがまふあります。

それから、特に協議に入る前の段階では弁護人も関与しないわけですから、可視化というものも有効であらうという意見もありまふ。

さらに言うと、郷原参考人は、可視化がどういうときに必要かといつたときに、供述経過が客観的な証拠が提出されたタイミングと時系列的に合つてゐるかどうか、つじつま合わせをしていないかどうか、これを見きわめるためにも可視化が必要なんだ、こういうことをおっしゃつておられます。

そこで、大臣にお聞きしたいんですが、このように、可視化によつて、虚偽供述、特に任意の場合には効力があるのか議論はあるにしても、一般的に虚偽かどうかというのはより判定しやすくなる、そして供述経過の記録のためという意味もある、というこの可視化、やはり必要なんじゃないかなと思ひますが、御意見はいかがでしようか。

○上川国務大臣 協議の過程として合意後の供述においての録音、録画の必要性ということでの御指摘でございます。

まず、協議の過程そのものを録音、録画するということと義務づけるというようにした場合と、いうこととありますが、弁護人を交えて行う合意に向けたやりとりということでありまして、それも含めて録音、録画することになるわけでございます。その結果として、三者の間の協議というところでございまして、自由に見え交換をしながら、そして合意をするか否かを見きわめる、そういった協議の機能、そのものが大きく阻害されるということから、適切ではないということでございます。

しかも、協議におきましては、被疑者、被告人は、弁護人が必要に關与する中で、検察官の対

応も踏まえながら、どの時点でどこまで具体的に供述するかということについてしっかりと判断をしながら、いわば戦略的に対応していくということになるということでございますので、供述の聴取に当たりまして、その自由を侵害するような不適正な方法がとられる、とられ得るような場面ではないということでございます。また、協議における供述の出現状況等につきましても、基本的には信用性と関連がないというふうな考えられるところでございます。

また、合意後の取り調べの録音、録画ということについてでございますが、この協議、合意の過程そのものには弁護人が一貫して關与することになるわけでございます。被疑者、被告人は、この合意後の取り調べにおきましては、どのような供述ができるのかということについては、弁護人との間で絶えず相談をしながら対応することになるということになります。

仮に御指摘のような特定の供述への誘導ということがなされるようなことがあれば、まづもつて弁護人に相談をするということが考えられるわけでございます。そのため、検察官によりまふ供述の誘導そのものはできないということでございます。また、被疑者、被告人がそのようにして供述する以上、録音、録画をしても、その供述に至る経過が記録されることはないということでございます。

また、合意に基づく供述につきましましては、他人の公判におきまして信用性が厳しく吟味されるということとあります。検察官といたしましては、この信用性に影響を及ぼすような取り調べにならないように十分に留意をして、任意かつ具体的な供述を得た上で、そしてさらに裏づけ捜査等の徹底した捜査を行つて、供述の信用性につきましても吟味を重ねることが不可欠である。

したがいまして、仮に特定の供述に誘導をするようなことがあれば、その供述を契機とした形の裏づけ証拠につきましましては収集できない、結果として、その供述を立証に用いることが困難となる

というふうになるわけでございます。

加えて、他人の公判におきましては、証拠開示制度等によりまして、積極証拠あるいは消極証拠を問わず、事案の内容、当該他人の主張の内容等に応じまして、合意に基づく供述の信用性を争うために必要かつ十分な証拠が開示されるということになるわけでございまして、こうした協議の過程につきましても、合意後の取り調べにつきましても、録音、録画を義務づけるといふような必要性につきましては少ないというふうに考えているところでございます。

しかし、事案によりましては、取り調べの録音、録画制度の対象事件として、あるいは運用上の録音、録画ということについてはあり得るものというふうに考えております。

○重徳委員 任意の制度では意味がないと思うんです、捜査側が判断するわけですから。そうじゃなくて、やはりやるからには義務づけが必要だと思っております。

特に郷原さんがおっしゃったことは、録音、録画、いわゆる今回の刑事訴訟法で議論になっていた可視化というものではなくとも、録音だけでもいい、あるいは取り調べのメモの記載方法をちゃんと厳格化するとか、あるいは検察官、事務官への記録の義務づけなど、供述経過の記録をきちんと義務づける、こんな制度にするべきじゃないか、こういう提案もあるわけでございます。そういったことはやはり実際の事件を担当した方からの現場の提案でもありまして、これは尊重すべきというか、非常に重要な御指摘だと思いますので、この点、ぜひ検討いただきたいというふうに思っております。

次に、公益通報者保護法を前回お話し申し上げました。きょうは、平副大臣にお越しただいております。

実は、きのう、ある会議が院内でありました。市民のための公益通報者保護法の抜本的改正を求める全国連絡会というものが結成をされまして、消費者団体や弁護士さんが役員となつて、消費者

庁の消費者制度課長さんも出席されたところでございます。実際の通報者、通報して、それによって不利益な取り扱いを受けた、余儀なくされた、こんな方からも事例報告がございました。

きょう午前中のこの委員会における議論でも、人の罪に関することを証言して自分の刑を軽減してもらおう、これが国民の法意識というのか、そういうものに本当にマッチするののか、こういう議論がございました。

その一方で、公益通報者は、これまでいろいろ不利益をこうむっているわけですね。通報してしまつたがゆえに、配置転換によつてどこかに飛ばされちゃう、立派な方だつたのにすごく重要なじゃない部門に異動させられる。しかし、そういう不利益も顧みずに、会社のため、この世の中のために正しいことを、ちゃんと通報しよう、こういう方々であるわけでありまして、これこそ国、政府が保護すべき対象なのではないかな、こう強く思うわけであります。実際に刑事事件に発展してしまつてからの司法取引も、それは悪くないかもしれないけれども、しかし、それ以前に、国民の利益を守るために動く人、こういう人たちを守らなきゃいけないと思います。

具体的には、きのうあつた話は、例えば、まずは事業者の中に窓口があるんですね、そこに通報した。だけれども、その翌日には誰から通報があつたということがもう既に情報漏えいされていて、その結果、人事で冷遇されたり、それとなしに退職に追い込まれる。こんなようなことがあつた、こういう報復行為を受けたという話。

あるいは、事業者の内部だけじゃ足りないというところで、行政機関に通報することもあるんですね。単なる伝聞等ではなくて、通報内容が真実であることを裏づける証拠など、相当の根拠が必要というところなんです。ただ、この根拠というものが、顧客の個人情報に類するものだつて当然あるんですが、それを持ち出すことはなかなか難しい、個人情報保護法の関係で許さないことがある、こう

いったジレンマにさいなまれるということもあるわけでございます。

まず、川口次長にお尋ねしたいんですが、事前通告は二点に分けておりましたけれども、まともにお答えいただければと思いますが、今申し上げましたような問題があるがゆえに、これからは外部に第三者窓口を設置して、そして安心して通報ができるような、そういう窓口をちゃんと設けるべきじゃないか、そして、通報先の窓口、これは内部の場合もある、外部の場合もあるけれども、そこから情報漏えいがあつたとか、それに基づく報復行為があつた、こういうことに対して厳罰化をするべきじゃないか、こういう指摘があるわけなんです。

今後、この間検討が始まつたばかりだというお話もありましたが、しかし、問題自体は今に始まつたことではありません。現時点で、消費者庁の思いをお答えいただきたいと思ひます。

○川口政府参考人 お答え申し上げます。

一般論で言いますと、事業者内部ではなく外部に通報するという仕組みをとりまして、誤つた通報により風評被害が生じた場合に、被通報主体、事業者の正当な利益に回復困難な影響が生ずる可能性があるとすることで、事業者の正当な利益の保護とのバランスをとつた制度にする必要があると当時も考えられ、現時点でも考えている次第でございまして。

ただ、実際に実情、実態を把握すると、この制度の実効性について疑問があるという観点から、さまざま御意見をいただいているところでございまして、その中には、行政の通報先につき、通報に包括的、専門的に対応するような常設の第三者機関が望ましいという御意見などございまして、また、通報につきまして不利益取り扱いを行った者に対しては罰則を設けてはどうかというような御意見もあるわけでございます。

そうしたいろいろな御意見がございしますので、先般御答弁申し上げましたとおり、公益通報者保護制度の実効性の向上を図るため、公益通報者保

護制度の実効性の向上に関する検討会の開催を始めたところでございます。

さまざま御意見、先生御指摘の御意見、論点も含めまして、しっかりと検討いただきまして、それを踏まえて適切に対応してまいりたいと考えておるところでございまして。

○重徳委員 刑事訴訟法の世界は、いわば悪いことは警察が捜査をして司法が裁くという世界であります。この公益通報者世界は、成熟国家日本においては、そんな、お上が全部裁くんじやなくて、市民が、現場の人たちが一番現状を知り、また正したいと思つている、そういう思いがやはりベースにあるんですね。だから、日本もこれだけ成熟国家になつてきているわけでありまして、いつまでも悪いことは警察に任せようとか裁判のお裁きを待とうとかいうことじゃなくて、やはり、そういう市民一人一人が強い思いを持つて事を正していこう、こういう思いがあるわけでありまして。そして、そうした市民といましようか、その組織の構成員一人の思いに基づいて、組織、企業の犯罪の行為が解明されることも過去にあつたわけであります。

そういった正義の地に立つた方々を守つていく、これはいわば、今回議論しております刑事訴訟法の議論以上に大事なことだと思ひます。国としてまず一番守らなきゃいけない保護法益であるというふうに思うんですが、このあたり、大所高所から、平副大臣から御答弁いただければと思ひます。

○平副大臣 消費者庁担当の副大臣でございまして、今御指摘いただきました、重要な視点だというふうに思ひます。

この法律が施行されたのは平成十八年で、その後、運用の状況を見ながら、必要な措置をとるといふことにもなつております。また、この間、御承知のとおり、検討会も立ち上がりまして、例えば、公益通報者が保護されない場合、最終的には裁判になるわけで、それは、企業が抱えて

いる弁護士さんと、それに対抗するために個人が弁護士さんを雇うということになれば、もう明らかに不利なのは明白なわけでありますので、先生の御指摘も踏まえて、その観点もすっかり検討会に入れて検討し、必要な措置をまいりたいと考えてます。

○重徳委員 前回は消費者問題特別委員会が開かれなかったと申し上げましたが、来週あたり開かれる可能性が出てまいりましたので、またそういう場でも議論させていただきたいと思えます。本場に大事なテーマだと思えますので、よろしく願います。

ありがとうございます。

○奥野委員長 次に、清水忠史君。

○清水委員 日本共産党の清水忠史でございます。

先日、地元大阪のベテラン弁護士から、あなたの質問は非常にわかりやすいと弁護士仲間でも有名だ、こういうふうな評価をされ、大変恥ずかしい思いになりました。それで、どの辺がわかりやすいんですかと聞いたたら、とにかく専門用語が余り出てこない、こういうふうな言われまして、褒められているのかどうか、少し疑問を感じたところではあります。きょうは少し、専門用語、法律用語も駆使しながら、協議、合意、いわゆる司法取引の問題について質疑を行っていきたいと思えますので、よろしく願いをいたします。

初めに、東電OL事件について伺いたい。

一九九七年三月に発生した東電OL殺人事件では、ネパール人のゴビンダ・プラサド・マイナリさんが逮捕され、無期懲役の判決を受けて服役していましたが、二〇一二年六月、東京高裁による再審開始と刑の執行停止の決定を受けて釈放され、実に事件から十五年ぶりに帰国を果たしたというものであります。同年十一月に東京高裁が無罪判決、刑事補償法によりゴビンダさんには六千八百万円が支払われております。

このゴビンダさんが日本の司法に向けたコメントがありますので、紹介します。

どうして私が十五年間も苦しまなければならなかったのか、日本の警察、検察、裁判所はよく考えて悪いところを直してください、無実の者が刑務所に入れられるのは私で最後にしてくださいとあります。

今回の刑訴法改正案に盛り込まれている司法取引の導入は、こうしたゴビンダさんの重い重い問いかけに答えるものになっているのかどうか、上川陽子法務大臣にお伺いします。

○上川国務大臣 無罪の方を有罪にする誤判ということについても、これは決してあつてはならないことではあります。

事件ごとに、その背景あるいは原因その他、さまざまな要因があるかと思いますが、結果としてそうしたことに至ってしまうということについて、とりわけ検察改革の大きな柱は、そうしたことが二度と起こらないようにという反省を含めてスタートしたということではあります。そういうことをしっかりと制度上にも反映することができるといふように、教訓を生かすことができるようにしていくという中で、今回の刑事訴訟法の改正に至ったところでございます。

合意制度につきましても、取り調べあるいは供述調書に過度に依存するような今までの実態から脱却をするということの一つとして、捜査の多様化を図りながら、しっかりとした証拠を得ていきながら、そうした無罪の事件がないようにということの中で提案をさせていただいているところでございます。

○清水委員 冤罪事件の原因究明また再発防止策がなければ、東電OL事件で冤罪被害者とされたゴビンダさんのような悲劇は再び繰り返されるわけなんです。

今回の司法取引の持つ本質的な危険というものは、みずからの罪を軽くするために人の罪を明らかにする、そういう心理が働くことで、虚偽の供述を行い、無実の人が引つ張り込まれる新たな冤罪を生み出すのではないかと。この本質的な危険については、前回の私の質疑で上川大臣もお認めに

なられたところです。

これは法務省にお伺いしたいんですが、この東電OL事件では、検察からゴビンダさんと弁護団に対して、強盗殺人なら無期刑だが殺人なら有期刑で済む、殺人だけ認めれば強盗は容疑から外してやってもよいと、不当な取引が持ちかけられたと言われている。

こうした働きかけは検察として行われたのでしょうか。

○林政府参考人 そのような働きかけを検察において行なったという事実は承知しておりません。

○清水委員 このゴビンダさんの支援活動をずっと行つてこられた客野美喜子さんという方も、さまざまな場所で検察からそうした働きかけがあつたと証言をされております。

この事件では、警察も取引を行つていいるとかあがれるんです。

資料をごらんください。一枚目、「仕事紹介し取り調べ 同居人、警察に沿う供述」とあります。赤線を引つ張つてあります。ゴビンダさんの同居人、「不法残留だったのに、警察が消費者金融の仕事を紹介してくれた。今までより多い月給をもらえた」。これは本当だったのかということについて、「ある幹部は「仕事は誰かが探してきたと認めた。不法残留だった彼らに捜査協力費を支払ったと振り返る幹部もいる。」これは説話を聞かされておられますし、証言した方の写真と名前もこのように出ております。

警察庁にお伺いします。こうした事実はあつたんでしょうか。

○三浦政府参考人 警視庁におきまして、本件の捜査に関し、お尋ねのように仕事を紹介したという事実は確認されていないとの報告を受けております。

なお、捜査費の執行の有無につきましては、今後の捜査に支障が生じるおそれがあるため、一般にお答えは差し控えていただいているところであります。

○清水委員 「東電OL殺人事件」というドキュメ

ント小説を書かれた佐野真一さんの本を見ますと、「警察はあなたが不法就労者だということを承知の上で、つまりビザがとくにきれているのを承知の上で、就職を斡旋したんですね。」というインタビューに対して、このネパール人のゴビンダさんの同居人は「はい、そうです」と。つぶさに書かれております。

新聞にもこのように報道されていることについて、そのような事例はなかった、こうはつきりおっしゃるということについて、果たしてどうなのかと思うんです。

今まで、検察、警察が、表に出ない、いわゆる闇で被疑者、被告人と、あるいは参考人や証人と取引をしてきた事例がないのか。わかりやすいのを調べてみますと、最高裁判例集より一つ見つけました。一九八四年、殺人、犯人蔵匿、逮捕監禁事件です。これで警察は被疑者に対してこのように述べているんですね。逮捕監禁だけで済むやないか、あとはええからと言って、供述調書へのサインを迫る。あるいは、おまえは殺人はしてないんやから、殺人幫助で処理するんやから、殺人幫助やつたら五年から六年の刑で済むでと、こうして供述調書にサインを迫るわけです。

このときに、起訴の当日、何と、殺人幫助と聞かされていたにもかかわらず、この被疑者、被告人は殺人で起訴される。このときに言った言葉が、警察も検察も汚いやないかと述べたそうです。

これは全て最高裁判例集に書かれているんですが、結果、この裁判はどうなったかといいますが、無罪です。なぜか。供述拒否権侵害の結果できた調書であり、利益誘導の約束の結果成った調書であると。このため、無罪になっているわけですね。

私、改めて大臣にお伺いしたいんですけれども、上川陽子大臣、このように東電OL事件でも報道され、そして今言った最高裁判例集、これはほんの一つだと思えます。こうした表に出ない取引などが行われてきたわけだが、これを警察と

して全く認めようとしないう、検察もこれを認めない。

これは私、盗聴とよく似ていると思うんですね、緒方宅盗聴事件。これは、盗聴の事実はある、しかしそれは警察が組織的にやったものではない、あるいは盗聴があったと推認される、こういうことで、過去の問題に目をつむり、それを認めようとして、今回、新たな冤罪を生み出しかねない司法取引という制度を初めて日本に導入する。こんな警察や検察に新しい制度を任せていいんですか。しかも、今度の司法取引は警察も関与するんですよ。

今のやりとりを聞かれていて、どうでしょう、大臣。

○上川国務大臣 今回の合意制度につきましては、被疑者、被告人、そして検察、そして弁護人の三者がしつかりと協議をするというプロセスを経た上で合意をしていくという内容になっているところでございます。

まさに、制度化をするという形の中で、先ほど御指摘いただいたような、巻き込みのさまざまな懸念あるいはおそれというところについてしっかりと担保することができると制度設計ということでお願いをしているところでございます。

○清水委員 制度化すれば、利益誘導によってもたらされた被疑者、被告人の供述の信用性が高まるのかどうか、冤罪を生み出さないのかどうかというところについては後に議論したいと思えます。

法案の三百五十条の六の第一項では、警察から送致、送付された事件について、被疑者との間で司法取引を行う際には、あらかじめ司法警察員と協議することが義務づけられているとあります。これはなぜでしょうか、法務省。

○林政府参考人 検察官が合意制度を利用するに当たりまして、仮に司法警察員との間で連携を欠くようなことがありまして、例えば、司法警察員が被疑者の事件について十分な捜査を遂げて、その内容を解明しようとしている場合に、その解明がなされる前に検察官が不起訴合意等を行うこと

によりまして、事実上、司法警察員による捜査というものを遮断することにもなりかねない、こういった支障が生じ得ると考えられます。

そこで、本法律案の刑事訴訟法三百五十条の六第一項におきましては、検察官と司法警察員の連携、協調を十分なものにするという観点から、司法警察員が送致をした事件などにつきまして、その被疑者との間で協議をしようとするとき、その場合には、検察官があらかじめ司法警察員との間で協議を行わなければならないこととしているものでございます。

○清水委員 同じ法案三百五十条の六第二項では、司法警察員に必要な行為をさせるとあります。この必要な行為とは、具体的には何でしょう。

○林政府参考人 こちらの側の司法警察員は、他人の刑事事件について捜査が行われている場合についてでございます。こういった場合の必要な行為の一例を挙げれば、協議におきまして被疑者、被告人に供述を求める行為、これなどがその一つの例として挙げられると思います。

○清水委員 そうすると、司法警察員は、検察官の個別の授権の範囲内、つまり、検察官が協議、合意の内容、例えば不起訴にするだとか、あるいは量刑十年のところに五年から十年の間に軽くしようとか、こうした授権の範囲で合意の内容案について警察が被疑者、被告人に提示できるんですよ。提示した上で、合意に向けた協議を司法警察員がそのまま行うというところは、これは許されるんでしょうか。

一つずつ聞きましょうか。まずは、検察官の個別の授権の範囲で、合意の内容案について、それを司法警察員が被疑者、被告人に提示することができると法案に書いているんですが、これは間違いないですね。

○林政府参考人 今御指摘のとおり、個別の授権の範囲内で、司法警察員に合意内容の提案をさせる、これができるといことが法文に書いてございます。

○清水委員 つまりそれは、被疑者、被告人に提示させるということだと思います。提示させた上で司法警察員が、その被疑者、被告人と協議、つまり、取り調べも含めましてできるかどうか、お答えください。

○林政府参考人 協議において司法警察員がこの場合にできるものは、協議の一部でございます。その一部の中に、協議における供述を求める行為というものができるところを指しております。ここにおける供述を求めるというのは、取り調べではございません。

○清水委員 供述を求める行為が取り調べと違うというのがちよつとよくわからないんです。いずれにしても、検察官が示した合意案を提示しながら、五年から十年というふうに検察官は言ってくれているよ、これを示しながら供述を迫る、これは間違いないですね。

○林政府参考人 協議における供述を求める行為と取り調べというのは、法的にも性格が全く異なっております。法律にも分けてございます。

したがって、この場合の協議における供述を求めるというのは、協議の過程で、被疑者、被告人が、その後、その合意の内容として、その結果合意がなされた場合にどのような供述ができるのかどうか、こういったことを確認するために供述を求めることができるというふうにしておるものでございます。

したがって、協議の一部で、この場合に協議の過程で供述を求めた場合に、その供述を証拠化するということとは全く想定されておりません。

○清水委員 ちょっとよくわからないんですが。早い話、検察官の示した個別の授権の範囲で司法警察員が、検察官が合意の内容とする提案を提示することができるとして、その提示した上で協議をすることができると言うわけでしょう。これは法務省は取り調べとは違うと言っているが、警察が供述を求めるということは間違いないわけですよ。というところは、警察がかなりの権限を持って、事実上の訴追裁量権を持つことにならないか。

刑事訴訟法第二百四十七条にあるとおり、公訴提起は検察官のみに与えられている権利です。国家訴追主義、起訴独占主義、ちよつと法律用語を言ってしまうかもしれませんが、と言われているものです。警察に、被疑者を不起訴にしたり、特定の求刑をしたりする権限を与えるということになりますか。どうぞ。

○林政府参考人 この場合の協議の中で、検察官の個別の授権を受けた範囲内で司法警察員ができることは、合意内容の提案することだけでございます。その上で、合意をすることについては、司法警察員は何の権限もございません。ましてや、その後には訴追をする行為、訴追をする権限に全く変動を与えるものではございません。

したがって、司法警察員が訴追権を持つとか、その裁量権を持つということに至るものではなくてでございます。

○清水委員 いや、私はそれはごまかしだと思えます。

だって、検察官が与えた授権の範囲、例えば五年のものを三年にするとか、起訴するのを不起訴にするということを示すわけでしょう、警察が。林局長、提示するんでしょう。提示した上で協議するんでしょう。供述を求めるんでしょう。違いませんか。これが、被疑者、被告人にとつて、仮に警察からであろうと検察からであろうと、みずからの供述が、他人に対する罪の告白が自分の罪を軽減するという状況のもとに置かれて供述をする。同じことじゃないですか。どう違うんですか。

○林政府参考人 協議の中で司法警察員ができることは、授権があった場合に、合意内容の提案をすることができただけでございます。したがって、合意を実行する訴追権というものがあるわけではございません。また、それは提案でございますので、相手がどのようにそれを受けるかどうか、単に提案という一部の行為だけができる、授権があればできるということでございます。その上で、こういった場合に、協議の場には必

ず弁護人がいるということ、それから、協議の場での供述を求めている、この行為は、証拠化を目的とするものではございません。

○清水委員 いずれにしましても、警察官が授權の範囲を示しながら協議に加わる、実際、協議の内容について提示をするだけと言いますけれども、それを餌にぶら下げて協議するわけでしょう。その場に警察が立ち会うということですから。

この議論は後に譲りたいというふうに思いますが。

ここで資料の三枚目を見てください。「トップを死刑や無期懲役に異例の極刑言及 警察庁長官」六月三十日、西日本新聞配信の記事です。

「組織のトップを死刑や無期懲役にもつていき、二度と組に戻れない状態をつくり、恐怖による内部支配を崩していこうという戦略」記事では、「極刑の適用に言及する異例の表現で組織壊滅に向けた決意を語った。」と、金高雅仁警察庁長官の写真が載っております。

犯罪の予防とかあるいは摘発にその任務をしつかりと特化させ、訴追権を持たないとおっしゃいました。訴追権を持たない警察が、法の適用、運用について、権限があるかのように言及しているとも捉えられるわけですね。極めてこれは重大だと言わなければなりません。

山谷国家公安委員長、この金高雅仁の発言、どのように受けとめられましたか。

〔委員長退席、伊藤(忠)委員長代理着席〕
○山谷国務大臣 工藤会は、過去に凶器等を用いた事業者襲撃等事件を多数敢行している団体でありまして、事業者はもとより、市民生活に対しても大きな脅威となっていることから、警察では、工藤会に対する集中的な取り締まりを徹底するとともに、警戒活動の強化を図っているところであります。

お尋ねの発言については、このような情勢の中、凶悪な工藤会の組織ぐるみの犯行と見られる一連の事件について、警察として徹底した捜査を

遂げ、その壊滅を目指すという趣旨でのものではないかと思えます。

○清水委員 否定されませんでしたけれども、確かに、おっしゃったとおり、工藤会は改正暴力団対策法で特定危険指定暴力団に指定されております。重点的な取り締まりには法的な根拠があると思えます。組織暴力団の犯罪を取り締まる上では、有効な手だてを講じることは当然だと思えますし、私たち日本共産党としても、警備、公安に偏重している警察組織を改めて、必要な警察官が足りない場合は増員することも含めて、警察には引き続き市民生活の安全確保に努めてもらいたいと思っております。

しかし、警察庁長官が最初から、死刑だとか無期懲役にするとか量刑を決めて、それに見合う戦

略を警察がとってきたんだという発言は、明らかに警察の権限を越えたものではありませんか、大臣。検挙のために全力を尽くすというのはそのとおりですよ。死刑、無期懲役に持つていく、この言葉の重み。

国家公安委員長として警察にどう指導、対応するつもりですか。

○山谷国務大臣 警察といたしまして、徹底した捜査を遂げ、その壊滅を目指すという趣旨でのものではないかというふうに考えております。

○清水委員 いや、もちろん私もそれを言いました。意気込みはわかります。この事件では警察官や一般市民も工藤会によって命を狙われているんです。とんでもないことです。検挙あるいは撲滅、壊滅する、それは当然です。

しかし、そうであったとしても、訴追裁量権を持たない警察官のトップが、死刑、無期懲役にする、そう持つていく、こう発言したことが、よく聞いていただきたいのは、刑法第二百四十七条で、公訴権については検察のみに与えられている権限です。いわゆる警察の持つてくる権限を越えるものではないかと聞いたんですね。

大臣が答えにくければ、私は三浦さんに聞きたいんですけれども、警察に、このように死刑だと

か無期懲役にするとといった、訴追あるいはその裁量を決めるような権限というのはあるんですか。

○三浦政府参考人 もとより警察にそうした訴追裁量権はないわけではございまして、また、死刑であれ無期懲役であれ、そうした判決、判断を下すのは裁判所でありまして、また、最終的に量刑を決定するのも裁判所というふうに理解をしております。

今回の発言は、死刑あるいは無期懲役に持つていくという発言の後を見ていただきたいと思いま

すけれども、そのことによって二度と組に戻れない状況をつくり、その恐怖による内部支配を崩していこうというのが福岡県警のといった戦略でございまして、このように続いているわけであり

ます。要するに、警察が死刑にするとか無期懲役にするという権限があつて、それを発動するなどということを一言も申し上げておらず、警察がそういった事件を丹念に検挙し、積み重ねていくことによって、結果的にそうした裁判所の判断を待たないで、それによってこれまで恐怖支配をいたしたトップの影響というものをその組織から排除していきたい、その恐怖による内部支配を崩す、内部支配というのは工藤会の中の指揮命令系統でありますけれども、そういった支配を崩してい

く、それによって組の弱体化、ひいては壊滅につなげていきたい、そのように長官は申したものと理解をしております。

○清水委員 この記者会見の中身は全体で七十五分あるんですけども、うちの事務所等全部これを傍受しました。当該の発言がどこにあるのかというスポット傍受をするんですが、なかなか見つけれなくて、結局、全部聞いた上で原稿を起こしましたから、今、三浦刑事局長が言われたところについても十分承知をしております。

しかし、そういった意気込みがあるにしても、このような発言が許されるということではないと思ふんですよ、私は。正当化することはできないと思ひますよ。明らかにこれは訴追裁量権を逸脱

した発言だと指摘しておきたいと思ひます。

しかも、私が前段話をしてきたように、東電O1事件では警察が参考人や被疑者に対して不当な働きかけをしていたという問題、あるいは先ほどの一九八四年の暴力団事件においては、殺人補助にしてやると警察みずからの裁量で被疑者に伝えたいという判例、こうした問題が司法取引制度の中で大問題だとされているときのこの発言ですから、より重いものがあると言わなければなりません。

それでは、法務大臣にお伺いします。

金高雅仁は、この刑法改正案について問われ、暴力団の上の方を狙っていくためには新たな捜査手法を使いこなせるようになれば大きな意味があると期待感も示しておられます。まさに、司法取引に検察だけではなく警察が関与する、こ

うことで、これまで闇の部分で行われていたような不当な利益誘導あるいは不当な取り調べなどが行われて、被疑者、被告人の人権にかかわるような問題が起るのではないかと、これを私は危惧しているんですが、決してそうならないという担保はあるんでしょうか。警察の暴走にはならないというところ。

○上川国務大臣 御質問の件につきましては、権限濫用ということのおそれについての御指摘だということに思ひます。

先ほど局長が答弁したとおりでございますが、この法律案の合意制度におきまして、司法警察員に対しましては協議における必要な行為をさせることができるというふうにしておるところではございますが、協議の場には、原則として三者に於いての協議がなされるということで、弁護人が同席をするということでございます。

また、協議のやりとりにおきましても、弁護人とあらかじめ相談をした上で被疑者、被告人もさまざまな供述をしていく、どこまで、どのような時点で供述をするのかということについて判断をしながら協議をしていくということでありまして、その自由を侵害するということにつき

ましての不適切な方法をとられるというような場面ではそもそもないということでございます。

〔伊藤(忠)委員長代理退席、委員長着席〕

○清水委員 終わりますが、弁護人が関与すると申し上げても、証拠が開示されませんし、補強法則もありませんので、それは、冤罪を生み出さない、引つ張り込みをしないという根拠にはならないということを指摘して、きょうの質問を終わります。

ありがとうございます。

○奥野委員長 次に、上西小百合君。

○上西委員 上西小百合でございます。

まずは、本日、質問の機会をお与えいただきまして誠に御礼を申し上げます。質問に入らせていただきます。

まず、上川大臣にお伺いをいたします。

インターネットのいわゆる闇サイトで知り合った男らが名古屋市の女性会社員を誘拐、殺害した事件で、去る六月二十五日、主犯格の男の死刑が執行されました。

第一次安倍内閣以降、三年半で通算二十二人に死刑が執行されています。上川大臣が御就任されてから初めての死刑執行でございましたが、まだそのことが国会では触れられておりませんので、大臣、今回の死刑執行の理由をこの機会に明らかにしていただければと思います。

○上川国務大臣 申し上げるまでもございませぬ、死刑というのは、人の命を絶つ極めて重大な刑罰でございます。その執行に際しましては、慎重な態度で臨むということ、これが大原則でございます。

同時に、法治国家でございます。確定した裁判の執行が厳正に行われなければならないということ、これも言うまでもないことでございます。

特に、死刑の判決ということでありますが、極めて凶悪かつ重大な罪を犯した者に対しては、裁判所が慎重な審理を尽くした上で言い渡すものでございます。法務大臣といたしましては、裁判所の判断を尊重しつつ、法の定めるところに従い

まして、慎重かつ厳正に対処すべきものであるというふうと考えているところでございます。

今回の死刑執行につきまして、このような観点に立ちまして、慎重な上にも慎重な検討を経た上で死刑執行命令を発したものでございます。

○上西委員 御答弁ありがとうございます。

きょうは死刑制度の議論をするつもりはございませんが、大臣も非常に複雑なお気持ちで御決断をなさったと、私もこのように理解をしております。

この事件の被害者は、今の私と同世代で、ごく普通の日常を送る会社員でございました。会社の帰り、何の落ち度もない女性性が誘拐され、恐怖にさらされ、そしてわずかな金銭を奪うために極めて残忍な手段で殺害された、こういう事件を鮮明に記憶いたしております。

被害者の御冥福をお祈りするとともに、罪を心から憎み、犯罪撲滅のために国会議員として何ができるのか、改めて今考えておるところでございますので、そうした観点から、きょうの論点、証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度等の創設についての質問に入らせていただきます。

今回の一連の改正案の提出背景、刑事司法制度改革の発端は、二〇一〇年九月に発覚した大阪地検特捜部による証拠改ざん事件でございました。当時、私は、大阪で会社員をしていましたが、新聞の一面に躍る大きな活字を見て、檢察官が怖いところなんやね、大阪地検の体質がそうなんかな、こういうふうな会話を友人たちとしていたことを思い出しました。

このたび法務省から提出されました刑事訴訟法等の一部を改正する法律案関係資料の法律案要綱三ページの「二 証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度の創設」の「合意の手続」から読んでいきますと、「(一) 檢察官は「で始まる。檢察官が主語、主体で合意の手続を始めていくというところになっています。これでは、不祥事を起こした檢察官がその裁量を広げるのか、こういうふうにとられかねませんが、これは適切なのでしょう

うか。文言を議論する上で少し配慮はできなかったものか、こういうふうを考えております。法務省の方で答えをいただきますでしょうか。

○林政府参考人 本法律案におきましては、取り調べまた供述調書への過度の依存からの脱却というところで、取り調べによっても事案の解明が困難である組織的な犯罪等につきまして、首謀者等の関与状況も含めた事案の解明ができるようにするために、主として証拠収集手段の適正化、多様化に資する方策として導入するものでございます。

この合意制度は、檢察官の広範な訴追裁量権を背景として、被疑者、被告人の事件について処分の軽減等を行うことを可能にするものでございます。

このように、合意制度は、主として証拠収集手段の適正化、多様化に資する方策として導入するというところでございまして、檢察官の広範な訴追裁量権に基づくものでございますので、本法律案の条文におきましては、主語を「檢察官は」ということとしまして、合意を檢察官の権限として規定しているものでございます。

もとより、この合意自体は、檢察官と被疑者、被告人とがそれぞれ特定の行為をすることを相互に約束するものでございまして、檢察官の一方的判断でなし得るものではなく、合意の成立には、被疑者、被告人が合意に応じるとともに、弁護人の同意が必要となります。また、合意をするためには、必要な協議の申し入れは、檢察官だけでなく、被疑者、被告人側からもすることができるとでございます。

○上西委員 ありがとうございます。

要するに、檢察官の裁量の範囲を広げるんだからこういう書き方でいいんだということであろうかと思いますが、やはり私、今申し上げましたように、檢察官の不祥事、特に、私の地元大阪地検特捜部の不祥事が発端となって刑事司法制度改革をしようということでこういう法案を提出されたのですから、なぜ檢察事に判断を委ねる記述から始まるのか、これに関しては若干違和感を感じてい

るということをお願いさせていただきますと思いますし、今後、しっかりとそういう観点も御考慮いただきたい、こういうふうに思います。

それから、今から用いる表現であります。これは、ある事件の容疑者が、被告が別の事件の他人の犯罪を明らかにすることによって検事が不起訴や罪を軽くする旨の合意ができるという制度です。すなわち、ほかの委員の先生方同様、司法取引という表現を使っていきたいと思っております。

今回の司法取引は、他人の事件についての協力ですから、共犯者として他人を巻き込む危険性、いわゆる引つ張り込みが起る可能性があることについては、審議において何度も指摘をされていますし、そのおそれは特に払拭されていません。ですから、先ほど申し上げました、警察が怖いところなんやねと、このままではいかんと思っております。

引つ張り込みの危険性に関しては、大臣は、合意の成立に至る過程で弁護士が必ず関与すると御答弁されていますが、本当にそれで担保、防止されるのでしょうか。大臣より御答弁をお願いいたします。

○上川国務大臣 今回の合意制度でございますが、一定の財政経済犯罪等を対象とした形で、首謀者の関与状況を初めといたしまして、組織的な犯罪の全容解明に資する供述等を得ることを可能にするというものでございます。

そして、今御指摘の第三者を巻き込むおそれということについては、指摘をされているところでございます。いよう、制度上さまざまな工夫をしているところでございます。

手当ての第一は、御指摘いただきましたとおり、協議の開始から合意の成立に至るまで弁護士が関与すること、そして、合意に基づく供述が他人の公判で使われるときにおきましては、その合意内容につきまして裁判所においてオープンにされるということでございます。そのため、檢察官におきましても、十分な裏づけ証拠が得られな

い限り、証拠として使えないということになるわけでございます。合意をした者が捜査機関に虚偽の供述等をするということになりますと、新設の罰則の規定がございまして、処罰の対象となる。こうした制度を手当てするという形の上で、合意制度の巻き込みの危険性についてリスクを下げる、リスクをなくするという手だてをしているところでございます。的確に巻き込みの危険を除去するという点について、適正な運用を図っていきたいというふうに思っております。

○上西委員 さまざまなリスクを回避するための手当てはされているということですが、引つ張り込みというのは、やはり無実の方が取り調べを受けるといった可能性も十分に想定されるわけでありまして、制度にする前にまずしっかりと検討していただきたい、こういうふうに思います。

きょうの質問に合わせて、過去の事件について取材を続けたジャーナリストから私なりに話を聞き、勉強してまいりました。過去の事件で、処分も済んでいますから、差しさわりのない範囲でそのあたりを表現、質問させていただきたいと思っております。

造船疑獄事件の発端となったと言われる森脇メモを作成した森脇将光氏、吹原産業事件初め多くの事件にかかわり、結局逮捕された田中彰治代議士等、一人の人間が、あるときは有力な情報提供者として捜査機関に接触をしたり、あるときは重大事件の容疑者、被告として摘発をされ、身柄を拘束されたという事例もあります。

このように、検察、警察は、これまでである意味、アンタツチャブル、闇社会の情報源をしたたかに活用して、司法取引制度がなくても重大事件を摘発してきたわけですが、今度はそれを明確に制度化して、事件摘発に結びつけようとしているわけですね。

改めて、司法取引を導入する根拠、制度についていくという根拠を法務省にお伺いいたします。端的に御答弁をいただきたいと思っております。

○林政府参考人 特に組織的な犯罪等におきましては、首謀者等の関与状況を含めた事案の解明が求められますけれども、その解明というものは、末端の実行者などの組織内部の者からの供述を得なければ極めて困難である場合が多いわけでございます。現行法のもとでは、そのような供述等を得るための主な手法は取り調べでございます。他に有効な手段が存在しないわけでございます。こういったことが取り調べと供述調書への過度の依存を生じてきた要因となっていると考えられます。

その上で、また近時、事案の解明に資する供述を取り調べによつて得ることが困難になってきております。取り調べによつて供述を得ることが困難な場合にも、なお取り調べによつて供述を得ようとする状況、こういったものがあるかと思っております。

こうしたことから考えますと、この取り調べ及び供述調書への過度の依存から脱却するためには、こうした合意制度という形で新たな証拠収集手段を創設することが必要であるということから立案されたものでございます。

○上西委員 では、それを受け、次に、警察庁広域重要指定一四号事件、いわゆるグリコ・森永事件の事例を取り上げていきたいと思っております。

このときは、別の事件で逮捕、勾留された容疑者、被告が、当時の報道等では知ることができない、捜査本部の一部の幹部しか知らない事実を次々と暴露を始め、取り調べ官は、この容疑者ももしかしたら犯人もしくは犯人につながる人物を知っているのではないかと、こういうふうになり、グリコ・森永事件の捜査本部、警察本部も大騒ぎとなったところで、取り調べ官も、いわゆる司法取引をちらつかせながらさらに供述を引き出そうとしたわけですが、結局、最終的には供述が変わり、減軽の確約がなければこれ以上しゃべらぬぞ、こういうふうになってしまったということであり、

法務・検察が直接かかわった捜査でないこともあります。

承知はしています。弁護士も介在はしていません。三十年近く前の事例で、非公式、かつ現場の取り調べ官の判断だったとはいえ、他人の犯罪、しかも組織的な犯罪について供述を得ようとしてもうまくいかなかった、いわば失敗の事例だったと思っております。

過去には学おべきだと思っております。今回、司法取引を導入すればこういった失敗事例はなくなるというふうにお考えでしょうか。法務省の御見解をお願いいたします。

○林政府参考人 今、前提とされた事案、全く承知しておりません。

その上でお答えしますと、基本的に、今回、合意制度というものができまして、そういった法定の手続にのっとった形で行う。それでなければ、捜査行為というものが証拠能力とかそういったものに影響いたしますので、こういった合意制度によらない捜査方法、捜査手段というものをとることができなくなります。そういったことから、今後、この合意制度ができれば、今度はこの合意制度の要件、手続に従いまして、適正にこれを運用していくということになるかと思っております。

○上西委員 一応通告はさせていただいているんじゃないかと思うんですけれども、今さままま申し上げましたような事件で、司法取引がうまくいっていないかった、こういう状況があるというふうなことを申し上げたかったということであり、

余り時間がなくなってきたわけなんですけれども、次に、一九八八年から八九年、首都圏を震撼させた連続幼女誘拐殺人事件、これは警察庁広域重要指定一七号事件で、この容疑者は既に死刑執行されていますが、その容疑者はわいせつ未遂事件で警視庁に逮捕され、そのわいせつ未遂事件の取り調べ中に、東京と埼玉で女の子を四人誘拐して殺したのは私ですと上申書を提出して、次々とほかの事件を告白していったこととあります。こういう事例を見れば、取り調べ官が容疑者、

被告ときちんと向き合うことに成功すれば、何もほかの人からの情報提供がなくても重大事件の解明、取り調べは可能なのではないか、こういうふうにも思いますが、司法取引を制度化することではなく、取り調べ技術を磨く、向上させるという方策では対応できないのか、これについて法務省のお考えをお聞かせください。

○林政府参考人 今例に挙げられたものは、一つには単独犯の事案だと思えますけれども、合意制度の導入の一つの目的は、やはり組織的な犯罪の解明ということが一番大きな目的となっているわけでございます。そういったことでは、取り調べのみに依存するわけではなく、こういった新しい証拠収集手段というものが必要であろうか、こう考えております。

それにいたしましても、今度の合意制度ができれば取り調べ自体が全不要となるわけではもとよりございません。したがって、取り調べの技術向上ということにつきましては非常に重要な課題と思っております。今後とも検察当局において、各種の研修でありますとか、日々の具体的な事件の捜査処理における指揮監督の中で十分に努めていくものと承知しております。

○上西委員 さまざまな対応で捜査技術の向上をしていくということですが、司法取引に関しましては、アメリカでは既に見直しの機運もいろいろ出てきているということも申し上げたい、

こういうふうにも思っています。そして、仮にこの制度が導入された場合、検事全員が本当にこの制度を使いこなせるのか、こういうふうにも思っています。当然、検事にも経験等に基づいた取り調べ技術のレベルがあると思えます。吉永祐介さんや石川達敏さんのような捜査の神様と呼ばれた特捜検事もいらつしやいます。そして、おとつい参考人としていらした高井弁護士や郷原弁護士といった方々、また、数多くの特捜事件、大型経済犯罪を立件してきた剛腕検察官のような方ならば、新しい制度もきちんと使いこなせるのではないかと、こういうふうにも思っています。

要するに、取り調べはいわば職人の世界、こういうふうにあります。ですが、取り調べを受ける側からすれば、一生を左右する場でありますから、取り調べ官によって対応がまちまちという状況は好ましくありません。

ですので、今、研修等そういった対応をしつかりとやっていく、取り調べの技術レベルを向上させる努力をしていくというふうにお答えをいただきましたが、仮に司法取引がよい制度で導入されたとしても、実際の運用は人間が行う。運用にてレベルの差、技量の差が出てしまったのでは、法の下の平等に反します。

そうした行為をチェックする意味からも、私以前の質問で主張させていただきましたとおり、録音、録画、全面可視化が必要不可欠だと思いますし、視察で検察庁にお邪魔して伺った意見を取り入れましても、法務・検察の方々にとってもその方がいいのではないかとこのように思います。

大臣、それでも全事件への録音、録画の導入はされませんか、御見解をお伺いいたします。

○上川国務大臣 協議の過程、あるいは合意後の取り調べについて録音、録画を制度化すべきではないかという御質問でございますけれども、協議における録音、録画につきましては、協議でございますので、自由に三者間で意見を交換しながら、合意をするか否かというのを見きわめる、そうしたプロセスということでございます。この協議の機能そのものを録音、録画は大きく阻害するということになるのではないかとこのように考えているところでございます。

また、被疑者等につきましては、弁護人が関与する中で戦略的に供述をするということでございますので、そうした不適正な聴取はなされないというところでございます。

また、合意後の取り調べの録音、録画につきましても、これは、被疑者等につきましても、弁護人とよくよく相談をした上で取り調べに対応する、こうしたことを踏まえて考えますと、不適正

な聴取につきましては想定されないということでございます。録音、録画をする必要性は乏しいというふうに考えているところでございます。

○上西委員 ありがとうございます。

今、可視化することによってそういった協議の妨げになることもあるというふうに御答弁をいただきましたが、そうじゃなくて、やはり今申し上げたように、法の下の平等といったものを国民の皆さん方にもしっかりと見ていただく、御判断をいただくという上でも、全面可視化、全面録音ということでしょうかと検討していただきたい、こういうふうに申し上げまして、私の質問とさせていただきます。

どうもありがとうございます。

○奥野委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

ただいま議題となっております本案審査のため、来る八日水曜日、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○奥野委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、来る七日火曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時五十四分散会

平成二十七年七月二十四日印刷

平成二十七年七月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C